

第8回

食料・農業・農村政策審議会企画部会

農林水産省大臣官房政策課

第 8 回

食料・農業・農村政策審議会企画部会

日時：平成21年3月17日（火）10：00～12：30

会場：三田共用会議所 大会議室

議 事 次 第

1. 開 会
2. 平成21年度食料・農業・農村施策（案）について
3. 意見交換①
4. 第7回企画部会の指摘事項を踏まえた議論について
5. 意見交換②
6. 閉 会

午前10時00分 開会

○鈴木部会長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから食料・農業・農村政策審議会の第8回企画部会を開催いたします。

皆様、本日はご多忙中にもかかわらずお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日の出席状況ですが、榎野委員、櫻井委員、玉沖委員、深川委員、茂木委員、吉川委員が所用により欠席されております。出席されている委員は私を含めて8名でございます。

また、農林水産省側の出席者につきましては、本日、国会審議と重なりましたため、途中で出席者の入り替わりがありますことをあらかじめご了承ください。

それから、本日の企画部会は公開されておまして、一般公募や報道関係の傍聴の方が40名ほど見えております。

本日の予定としましては、12時30分までを目途にしております。よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、議事を進めて参りたいと思います。

企画部会は、講じようとする食料・農業・農村施策について議論する場ではありますが、ご承知のとおり、これらの施策は食料・農業・農村基本法に基づきまして、食料・農業・農村の動向を考慮して作成することとされています。

このため、「動向編」(案)と「平成21年度食料・農業・農村施策」(案)について、まず事務局から説明いただいた後、「動向編」と「21年度施策」の両方について、委員の皆様からご意見を伺いたいと思います。

本日は、「動向編」及び「21年度施策」を議論する最後の部会となりますので、皆様のご協力をお願いいたします。

なお、お手元に配布してあります白書に関する2つの資料(資料1と参考資料2)につきましては、本日のご議論やその後の情勢の変化を踏まえ、内容が一部変更される可能性があります。従いまして、この2つの資料につきましては、非公表とさせていただきますのであらかじめご了承下さい。なお、白書につきましては、5月中旬の閣議決定を経て国会に提出された後、公表される予定であります。

それでは、まず情報評価課長の方から説明をお願いします。

○情報評価課長 情報評価課長の井上でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、事務局で用意させていただきました参考資料1の「平成20年度食料・農業・農村の動向の概要（案）」、それからその次に、資料1の「平成21年度食料・農業・農村施策（案）」に沿って説明をさせていただきます。

それでは、まず最初に、参考資料1の動向編をご準備願います。1ページめくっていただきますと、白書のポイントが記載されております。本年度の白書は、最初の枠囲みでございますように、食の安全確保と消費者の信頼の回復。それから2つ目、3つ目の枠でございますように水田のフル活用、あるいは「農地・農業用水」や「担い手」の確保を通じまして、国内農業の食料供給力（食料自給力）を強化していくこと。

それから、右のページに移っていただきまして、農業・農村が持つ潜在力の発揮でございますとか、その下の枠でございますように、地球環境保全への積極的な貢献といった内容をポイントとして構成をしております。

1ページめくっていただきますと、目次でございます。20年度の動向編の構成でございますが、3つに分かれております。一つはトピックス、それから次は特集でございます。それから3つ目は食料・農業・農村の主な動向という内容となっております。

では、1ページ目でございますけれども、トピックスの3つのうちの1番目の事故米穀の不正規流通の問題についてご説明をいたします。上の枠囲みの2つ目の○にございますように、事故米穀につきましては、流通ルートの特明でございますとか、あるいは再発防止策の確立に努めて参りました。白書ではこのような内容について記載をしております。

それから、併せて下の段の四角囲みでございますように、米穀及びその加工品・調整品についてのトレーサビリティの導入の件でございますとか、原料米原産地情報の伝達を義務付ける内容について記載されておりました、このための法律案を今通常国会に提出しているところでございます。また、併せまして、農林水産省では本件につきまして強く反省をいたしまして、省内の改革を実行しております。このような内容について記載をしております。

次の2ページでございますが、トピックスの2つ目でございます。我が国の食料供給力の確保に向けた取組でございます。表の中の日本の欄にございますように、農業予算額は国家予算に対して2.6%となっております。その予算を使いまして、上の枠囲みの4つ目の○にございますように、農業の将来を担う経営の育成、あるいは食料生産基盤である農地・農業用水の確保、農業の潜在能力の発揮といった様々な取組を展開をしております。

右のページでございます。トピックの3番目、農村における雇用創出の取組でございま

す。雇用情勢が、ご案内のとおり急速に悪化する中、地域の基幹産業であり、潜在的な雇用吸収力が期待できる農業分野におきまして、雇用の創出を図る取組が進展しております。その下の丸印にございますように、そのような中で、非農家でも農業に興味を持ち、就農して成功している事例も見られまして、そのような事例について整理をしております。

次の4ページでございます。ここからは特集になるわけでございますが、特集のテーマは「水田フル活用を通じた食料自給力の強化に向けて」でございます。まずそのページでは食料品の価格上昇と食料消費の動向について記載をしております。

穀物、大豆の国際価格でございますけれども、グラフにございますように、上昇をし、現時点では最高値に比べ大幅に価格は下落しておりますけれども、依然として2006年秋頃の価格の1.4倍から1.6倍の水準にございます。

こうした中で、我が国の食料の消費者物価指数も上昇する傾向にございまして、2008年10月には105まで上昇をしております。品目別では小麦粉の調整品、大豆加工品、乳製品などの価格が上昇しております。

右のページでございます。一方、このような中で、勤労者世帯の可処分所得でございますけれども、伸び悩みを見せております。2人以上世帯の消費支出は、2008年は実質減少しております。

そういう中で、食料支出について見ますと、2008年に入り価格が大きく上昇しましたパンや調理食品への支出が減少しておりまして、これに代わりまして米への支出が増加する傾向にございます。特に、米の消費に関連するふりかけなどの支出が大きく増加をしております。このような内容について記載をしております。

1ページめくっていただきまして6ページでございます。生産資材の価格上昇が経営に与えた影響と対応でございます。いろいろなものの原材料価格などが高騰いたしまして、グラフにございますように、光熱動力、飼料、肥料といった農業生産資材の価格に影響を与えております。かなりの上昇を見せております。そのような中で、下の枠囲みにございますように、畜産経営でございますとか施設園芸野菜経営につきまして、経営に深刻な影響が出ております。そういうことから、右のページにございますように、畜産・酪農緊急対策が実施をされました。併せて原油価格高騰対策も実施されております。そのような内容を記述しております。

1ページめくっていただきまして、第2節としましては、最初のページでは水田フル活用による食料自給力・自給率の向上についての記載をしております。グラフにございます

ように、自給率は長期的に低下をしております。

また、下の図にございますように、我が国水田農業の在り方でございますが、約6割で主食用の水稻の作付が可能となっております。残りの4割をどうするのかというのが大変重要な問題でございます。この部分を食料自給率・食料自給力向上のために活用することが重要でございます。自給率の低い麦・大豆・飼料作物などの生産の促進、それからこれらに適さない地域では、米粉用米、飼料用米等の非主食用米の低コスト生産を促進することが重要でございます。そのような内容について記載をしております。

右のページでは、特に米粉利用の推進を含む米の消費拡大についてまとめております。2008年産の水稻の主食用の作付面積は、2004年の米政策改革以降、過剰作付面積は初めて減少しているわけでございますが、米の需要は、3つ目の○に書いてございますように、長期的に減少してきておりましたが、最近ではこの減少に歯止めがかかっておりまして、そのような内容をここでは整理をしております。

次のページでございます。10ページ目、それから11ページ目は米粉の利用の促進でございます。最初の○にございますように、近年の製粉技術の改良によりまして、米粉の様々な食品への利用の可能性が拡大をしております。また、米粉を使った食品に対する消費者ニーズも高まっておりまして、今後の努力次第では需要が拡大する可能性がございます。ただ、3つ目の○の後半に書いてございますように、一般に米粉は小麦粉に比べて割高であるために、価格面での課題を克服する必要があるがございます。

右のページに移っていただきまして、2番目の○にございますように、米粉の利用を加速化するためには、先ほどの価格の問題がございましたけれども、それ以外にも用途毎に加工適性の優れた多収品種を選定することや、加工適性を評価する技術の開発が必要でございます。また併せて、この白書の中では、全国各地で米粉を使ったパンなどが販売されておりました。そのような状況を整理をして記載をしております。

次、12ページでございます。飼料自給力・自給率の向上に向けた取組でございます。

2つ目の○にございますように、飼料原料を輸入に過度に依存した畜産から転換し、国産飼料に立脚した畜産の確立のため、青刈りトウモロコシ、稲発酵粗飼料、飼料用米、エコフィードの生産・利用の拡大の取組や、放牧の推進による飼料自給力・自給率向上への取組が重要でございます。

右のページに移りまして、最初の○にございますように、その中で稲を家畜の飼料として活用する取組も拡大をいたしておりますけれども、さらなる普及拡大のためには、3つ

目の○にございますように、多収品種の開発、低コスト栽培技術の導入によるコストの低減などの取組が重要な課題となっております。

次、14ページでございます。需要に応じた生産の展開ということで、麦、大豆、野菜、果実についての記載がございます。

まず、国内産の麦のことでございますが、最初の○にございますように、国内産の麦の生産は増加傾向にございますが、2つ目の○にございますように、品質の改善と実需に応じた生産が課題となっております。

それから、大豆につきましては、3つ目の○でございますが、国産大豆の生産量は26万2,000トンでございます。そして4つ目の○にございますように、安定生産に向けては新技術の導入を推進していくことが重要でございます。

次に、野菜でございます。右のページに移りまして、野菜につきましては、加工・業務用需要が増えております。ただ、そのような中で、2つ目の○にございますように、国産野菜の割合は減少しているのが実情でございます。行政といたしましては、国産原材料の安定供給システムの確立を推進しているところでございます。

果実につきましても、4つ目の○にございますように、産地の競争力の強化に向けまして、様々な対策を実施しているところでございます。

続いて、16ページでございます。第Ⅱ章の食料・農業・農村の主な動向についてでございます。まず食料の部分でございます。16ページの(1)にございますように、世界の食料事情と農産物貿易交渉の動向についての整理がなされております。世界の食料自給は、人口の増加や所得向上に伴う需要の増加、それから収穫面積の動向といった基礎的な要因に加えまして、近年ではバイオ燃料需要の増加、異常気象の頻発などの要因が大きく影響をしております。

また、在庫量などございますが、3つ目の○にございますように、主要穀物の連年の不作により生産量が減少し、需要量が下回る年が続いたことから、期末在庫率は2006年、2007年には食料危機と言われた1970年代初めの水準まで低下したことなどについて、ここでは記載をしております。

右のページにつきましては、我が国の農産物の輸入の様態でございますが、特定国に依存した構造になっているというところが特徴的でございます。ただ、中国からの農産物の輸入でございますが、2008年には農産物の輸入量は減少に転じまして、前年比で2割減となっております。

18ページに移っていただきまして、WTO交渉とFTA/EPA交渉の内容でございます。まず最初に、WTO農業交渉でございますが、我が国としましては、多様な農業の競争を基本理念としまして積極的に取り組んでおります。また、FTA/EPAにつきましても、我が国として最大の利益が得られるように取り組んでいるところでございます。このような内容について整理をいたしております。

それから、右の19ページでございますが、食糧自給力・自給率の向上に向けた取組でございます。上の部分の図でございますように、私たちの食事は多様なものとなっているわけでございます。

こういうことの中で、3つ目の○でございますように、供給熱量ベースの総合食料自給率が長期的に低下してきた要因は、国内で自給可能な米の消費が減少する一方、国内生産では供給困難な飼料穀物が必要な畜産物や油糧原料を使用する油脂類の消費が増加したこと。また、食の外部化が進展する中、外食、中食等の実需者の加工・業務用需要の高まりに対応し切れていないことも要因であるという分析をこちらではしております。

20ページでございますが、そういう自給率の問題に関しましては、食料自給率目標を設定しております。現在その目標の達成に向けて様々な取組をしているわけございまして、特にこちらでは、2つ目の○でございますように、国民運動「FOOD ACTION NIPPON」が2008年10月にスタートいたしまして、国産農産物の消費拡大に向けた様々な取組を展開しておる内容を記載しております。

次、21ページは食育の推進についてでございますが、まず最初に、朝食の欠食の問題について記載をしております。朝食の欠食は子供の生活習慣の乱れなどを引き起こし、これが学習意欲や体力等の低下要因になるという指摘がございます。その内容を記載しております。

また、行政の取組としましては、3つ目の○の後半以降に書いてございますように、「食事バランスガイド」を活用した「日本型食生活」の実践を促進することが重要である旨を記載しております。

22ページでございます。地産地消の推進状況でございます。様々な取組をしているわけでございますが、特徴的な点としましては、2つ目の○でございますように、学校給食法が改正されまして、学校給食での地域の産物の積極的利用を位置付け、また学校給食を活用した食育を推進することになったということの記載がございます。

学校給食でございますが、そこに日本地図がございまして、左側でございますように、

米飯給食実施回数は全国平均で週3.0回でございますが、今後さらなる向上が課題になっているところの記載がございます。

右側、食料産業の取組でございます。食料産業はかなり大きな額の産業でございますが、この白書の中では、例えば特徴的な点として3つ目の○にございますように、食品リサイクル法の改正によりまして、小売業や外食産業での飼料化、肥料化の取組が推進されていること。

それから課題としまして、そのような中でも、4つ目の○にございますように、食品ロス削減に向けて、いろんな段階での取組を進めていくことが重要であるということに記載しております。

24ページでございます。食の安全と消費者の信頼の確保でございます。基本的な考え方としまして、最初の○にございますように、農場から食卓にわたるフードチェーンにおきまして、食品の安全性向上のための取組の徹底を図る必要がございます。具体的には、食品安全の確保に当たりまして、HACCPの導入ということが一つの大きな重要なポイントになります。

それから、右側に移りまして、農業生産現場でございますが、農業生産現場では、農業生産工程管理手法（GAP）の導入を目指しております。そのような内容を記載しております。

また、表示などの問題でございますが、25ページの中段の枠囲みでございますように、消費者の方々の信頼を確保するためにはコンプライアンスの徹底がございまして、例えば表示につきましては、行政と消費者が一体となった監視によって厳しく取り締まり・指導を行う必要について記載をしております。

また、トレーサビリティの問題でございますが、3つ目の○にございますように、食品小売業者のトレーサビリティの導入率は増加傾向にございますが、課題もございまして、中小企業はコストの面の問題から、その導入に遅れがあるという点についての記載をしております。

次、26ページ目。ここからは食料・農業・農村のうちの2番目の農業についての記載となっております。

26ページは農業経済の現状でございまして、概括して捉えてみますと、最初の○にございますように、我が国の農業は耕地面積の減少、それから耕作放棄地の増加、農業従事者の減少、高齢化が進行しております。また、併せまして、農業総生産額は減少傾向にある

というところがございます。

そういう中で、右の27ページでございますが、農地・農業用水の確保と農地の有効利用の促進でございますが、耕地面積は1961年の609万ヘクタールをピークに一貫して減少しております。その結果、2008年の耕地面積は462万8,000ヘクタールとなっております。

それから、次に耕作放棄地の問題でございますけれども、下の枠囲みの2番目の○のところ記載しておりますが、耕作放棄地の利用の増進が課題となっております。このため、構造改革特区制度を活用し、農業生産法人以外の一般企業が農業参加できるような規制緩和措置が導入をされておまして、結果としまして、2008年9月時点では、320法人が950ヘクタールの農地で農業を行っている状況をグラフによって整理しております。

28ページでございます。このページは農地制度の見直しについての内容を整理しているところがございます。真ん中の○でございますように、農林水産省では2008年12月に「農地改革プラン」を策定いたしました。

その主要内容としましては、①でございますように、農地面積の減少を抑制することなどにより農地を確保していくこと。それから、農地制度の基本を「所有」から「利用」に再構築することがこのプランの大きな柱となっております。このプランに基づきまして、今通常国会に農地法等の一部を改正する法律案が提出をされているところがございます。

右側、29ページでございます。これは農業資源の問題でございますが、特徴的な記載としましては、2つ目の○でございますように、農業用の水路、これは総延長で40万キロメートル、地球10周分に相当するものでございます。このような施設がこれから更新時期を迎えるわけございまして、対応としましては、3つ目の○でございますように、施設の機能診断に基づき、補修や必要な部分からの更新整備といった効率的・効果的な対策を選択実施するストックマネジメントの取組が重要でございまして、このような取組を推進しております。

次の30ページは、農業労働力の現状でございます。新規就農者につきましては、現在7万3,460人となっております。そのうち、雇用就業者は7,290人となっております。数字はこういうことでございますけれども、そのような中で、農業法人などは若い新規就農者の重要な就職先となっております。そのような内容を整理しております。

下の枠囲みは女性労働者などの問題でございますが、2つ目の○でございますように、農村女性の起業活動などが増加しております。そのような取組の内容をこちらでは整理しております。

右のページは担い手の育成・確保に向けた取組でございます。まず、認定農業者の数の整理をしております。これにつきましては、水田・畑作経営所得安定対策の導入もありまして、近年大きく増加をしております。それから年齢も、60歳未満の若年・壮年層が7割という状況になっております。

下の枠囲みは集落営農でございます。その数は、水田・畑作経営所得安定対策の導入もありまして近年増加傾向でございます。2008年は1万3,062となっております。そのうちの5,655が水田・畑作経営所得安定対策に加入をしております。また、農地の権利を取得できる農業生産法人の数でございますが、これも毎年、グラフに書いてございますように、年々増加している現状でございます。

次、32ページでございます。水田・畑作経営所得安定対策の加入状況でございます。この表に書いてございますように、増加傾向にある旨の整理がなされております。

それから、3番目にありますように、収入減少影響緩和対策や生産条件不利補正対策についての加入者の評価でございますけれども、前者については7割、それから後者については6割の方々が評価をしております。

それから、33ページでございますが、営農はどういう状態になっているかということなんですけれども、調査によりますと、一番最初の○にありますように、米と麦、それから大豆を組み合わせて生産している組織が8割になるということで、米中心の組織形態で、実際に収入の面でも多く米に依存している内容が整理をされております。

それから、併せまして、集落営農の組織化に向けまして、各地で様々な取組が進展をしている状況を記載しております。

次、34ページでございます。農業の体質強化と高付加価値化に向けた多様な取組でございます。最初の○にございますように、食料・環境・エネルギー問題に対応しまして、食料供給力と食の安全を支え、地球環境問題にこたえる研究技術開発を加速化することが重要でございます。

そういう中で、事例としまして、農作業のさらなる省力化を図るために、GPSを活用した、無人で作業を行う田植機などの開発が進められておりますし、それから4つ目の○にございますように、ゲノム情報を活用した画期的な作物についての開発が進められております。具体的な事例は、そのページの右の下のところに、いもち病などについての例を記載しております。

それから、35ページは知的財産の問題でございます。2007年に策定されました戦略に基

づきまして、研究開発を活用した新需要・新産業の創出、現場の技術・ノウハウの発掘・活用などを推進しておりまして、そのような内容を記載しております。

また、併せて、そのページでは農林水産物の輸出についての記載がございます。2008年の農林水産物・食品の輸出額は、対前年比0.6%減の4,312億円でございます。これは輸出額でございますけれども、2つ目の○に書いてございますように、円高でありますとか海外不況の影響もございまして、年後半の11月、12月には対前年同月比でマイナスの状況にあるというところでございます。

それから、次の36ページでございます。資源・環境対策の推進状況でございまして、まず最初に記載しておりますのは、京都議定書の約束の件でございまして、約束の確実な達成に向けて「農林水産省地球温暖化対策総合戦略」を改定いたしまして、様々な取組を強化しているところでございます。

それから、下の枠囲みにつきましては、具体的な取組の内容の一例を書いておりますが、低炭素社会の実現に向けまして、その絵にありますように、省CO₂効果の高い取組により生産された農林水産物を消費者が選択できるように、省CO₂効果の表示などについての検討を進めているところでございます。

それから右側、37ページでございますが、バイオマスの件でございまして、バイオ燃料の利用の促進、それからバイオマスタウンの構築の加速化を推進しております。そういう状況について整理をしております。

下の部分は生物多様性の問題でございまして、2007年7月に策定されました戦略に基づきまして、生物多様性保全の取組の一層の推進のため、生物多様性保全の取組を地域の生き物を通して分かりやすく伝える「生きものマーク」の活用を検討しております。また、生物多様性と農林水産業の関係を科学的データに基づいて表すことが可能となるように、生物多様性指標の開発も推進しているところでございます。そういう状況を記載しております。

次の38ページでございますが、食料・農業・農村のうちの最後の農村の部分でございます。第3節、農村地域の活性化と共生・対流の促進となっております。最初のところでは、農村地域の現状を整理しております。農業地域類型別では、山間農業地域で2035年には現在の人口の7割程度、それから高齢化率は2020年に40%に達する推計でございまして、そのような内容を整理しております。

また、農村地域では鳥獣被害がございます。それが下の方でございまして、鳥獣による

農林水産業への被害は全国的に深刻化・広域化しております。そのため、鳥獣被害防止特措法に基づきまして、市町村が主体的に被害対策に取り組むことが可能となりまして、こういう総合的な支援がなされている状況についての記載がございます。

右は39ページでございまして、農村の資源等の保全・向上に向けた取組でございまして、最初の○にございますように、農業は、食料を供給する役割だけでなく、その生産活動を通じまして国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の継承など、様々な役割を有してございまして、その役割による効果は、地域住民を初め、国民全体が享受し得るものであるという内容を整理しております。

40ページ目でございます。40ページは、中山間地域等における取組でございまして、様々な取組がなされておりますが、ここでは特に○の2つ目でございますとおり、2000年度から農業生産条件の不利を補正するための中山間地域等直接支払制度が導入をされて、地域において制度が順調に取り組まれているという内容を記載しております。

それから、右のページでございまして、農地・水・環境保全向上対策の取組でございまして、この取組は、導入しました前年に比べまして、活動組織数、取組面積とも増加をしておるという内容を記載しております。

42ページ目は、農商工連携等を通じた農村地域の活性化でございます。○の2つ目でございますように、農山漁村の活性化を図るに当たりましては、農林漁業や中小企業が産業の枠を越えて有機的に連携し、お互いの有するノウハウ・技術などを活用することで、新商品の開発や販路開拓を促進することが重要でございます。特に、2008年7月には農商工等連携促進法が施行されまして、このような枠組みを使いながら雇用の創出、それから所得向上に結び付き、地域経済の活性化が農商工連携により実現されることが期待をされておるという内容を記載しております。

それから43ページは、農産における雇用の創出の取組でございまして、最初の○にございますように、雇用情勢は急速に悪化しつつあるわけございまして、そのような中で、2つ目の○にございますように、就農意欲のある人材の農業法人等での実践的な研修を支援する「農」の雇用事業でございまして、3つ目の○にございます、農村での実践研修を行う「田舎で働き隊！」の事業が始められてございまして、そのような雇用関係の取組の整理をしております。

それから、44ページでございます。共生・対流の促進を通じた農村地域の活性化でございます。44ページでは、都市農業の重要性について整理をしております。最初の○にござ

いますように、都市農業は農産物の供給だけにとどまらず、市民農園や農産物直販所を利用した農業体験・交流の場といった様々な役割を發揮している点を記載しております。

それから、右のページはグリーン・ツーリズムでございまして、都市と農村の双方、「人・もの・情報」が絶えず行き来する、都市と農村の共生・対流の促進が重要であって、中でも農村で自然、文化、人々との交流を楽しむグリーン・ツーリズムについては、様々な滞在期間の中で展開がなされておるという内容が記載されております。

それから46ページは、子どもの農作業や宿泊体験の重要性でございまして、2つ目の○にございまして、2008年度から子ども農山漁村交流プロジェクトが開始されまして、受け入れモデル地区では1万6,000人の小学生が体験活動を実施しております。

それから右のページは、若者や団塊の世代を活用した共生・対流の取組でございまして、最初の○にございまして、都市との共生・対流の促進による農村地域の活性化を図るためには、地域のリーダー、あるいは外部専門家、それから地域で実際に活動をする担い手が重要であるという点を記載しております。それから、最後の○で、都市と農村の協働の重要性についても記載をしております。

以上が動向編の内容でございまして。

それから次に、資料1でございまして、21年度の食料・農業・農村施策でございまして。この資料1では、平成21年度の予算案、それから今国会に提出をされております法案の概要を、食料・農業・農村基本計画の項目を踏まえて設定されました構成に従いまして、関係省庁のご協力を得て取りまとめておりますが、本日は詳しい内容の説明は省略させていただきます。

それから、白書のこれからのこととございましてけれども、この白書の公表が済みましたら、農林水産省のホームページに掲載することによりまして、国民の皆様方からの意見をお聞きしたいというふうに考えております。それからまた、国民の方々との意見交換をより多くできるように、白書の説明会の開催回数をこれまでに比べまして増やしたいと思っております。

また、小学校の高学年では農業について学ぶ時間がございまして、ジュニア農林水産白書、子ども向けの白書を作成しまして配布し、子どもたちを含めまして国民各層の農業や農政に対する理解を深めるように努力をしたいというふうに考えております。

以上でございまして。

○鈴木部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまご説明いただきました内容につきまして、ご意見、ご質問をいただきたいと思いますが、荒蒔委員と森野委員が途中で中座されるとお聞きしておりますので、まず最初に、荒蒔委員と森野委員から、もしご意見があればお伺いしたいと思います。

なお、後半の基本計画の議論には参加できないかと思われまますので、もしその点についても何かございましたら、併せてお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

では、荒蒔委員から申し上げます。

○荒蒔委員 以前からいろいろご説明もいただけてますし、特別にはないのですが、かなり広範囲のテーマをカバーしているのので、これから説明の段階、あるいは実行に移る段階で、最も重要と言うとちょっと語弊があるのですが、重要なポイントを絶対に見逃さない、軽くしないということが大事なのではないかと思います。

以上です。

○鈴木部会長 では、その点を踏まえて今後の説明等をしていただくということで。

森野委員。

○森野委員 この白書の全体の構成を見た時に、ちょっと一つだけ気になった点がございます。冒頭のトピックスで、事故米問題に対する迅速な対応その他を丁寧に記載したということはよく分かるんですが、その後の特集の方で、水田のフル活用とか、米をいろいろ飼料その他に使うというお話がずっと出てきて、それは今年の白書のかなりメインになっているわけですね。

そうした時に、工業用ののりにするような米をなぜ輸入しなきゃならないのかという、そういう素朴な、これは先ほど課長から説明があったように、小中学生向けにもそういった、参考書などを持っていった場合に、そういった素朴な疑問に答えるようなことを、ちょっと注意書きでも注釈でも結構ですので、付け加えておいていただけると分かりやすいのかなと思います。これが1点。

それからもう1点は、これは内容にかかわると言うよりも、今後の展開についての意見を申し上げます。

後ほど、関連資料の中にもありますが、「田舎で働き隊！」事業という、これは非常に意欲的でいいなと思うんですが、何となく名前が、ちょうど去年の今頃やっていた「ガソリン値下げ隊」みたいな、何かそんなイメージのもので、何となく同じ発想なのかなという印象を受けました。これは単なる印象ですから、皆さんの受けとめ方次第で、

私はそういうふうを受け取ったというだけでございます。

それからもう1点、子どもの農業体験学習の話がいくつか46ページの方にありましたが、この概要の46ページで非常に興味を持ったのは、地域への定住意欲がわくという部分が著しく低いんですね。その前のページには、対流・共生、二地域居住から定住までという、そういう一つの新しい流れを促進しようということをやっているにもかかわらず、体験学習の結果では、泊ってみると定住意欲があまり高くないと。

先日この話を福島県会津地方の友人と話をしておりましたら、学校で農家に来るんじゃないで、親子で農家に来て欲しいと。私も昔、まだ子どもが小さい頃、長野県の農家に泊まって体験したことがありますけど、むしろ学校単位でなく、親子単位で農家と交流できるような形で今後推進していただけるようなことを、次年度以降、お考えになっていただければいいなと。これはあくまでも感想でございます。

以上です。

○鈴木部会長 どうも貴重なご意見、これは課題として踏まえて検討いただくと。

あと、ミニマムアクセス米等についての説明文については、そういうことも踏まえて少し検討するという事でお受けしておきます。

それでは、関連しまして、他の委員の皆様から何かございませんでしょうか。

平田委員、お願いします。

○平田委員 今、農業白書を見させていただきましても、非常に詳細な分析が行われておりまして、日本の食の現状というのが非常にはっきりと浮き彫りにされたと思います。その中で、やはり日本の食の脆弱さというか、危うさというか、そういうものがさらにはっきりなってきたかという思いがしております。

先ほどもお話がございましたように、農業就業者が日本国民の2.8%、期間的な農業者が1.9%ということでありまして、こういった40%という自給率ではありますけれども、少ない人数で非常によく頑張っているということは、逆に言えるのではないかなというように思います。

反面、逆の面から見れば、やはりそれだけの就業者をその他の人々が支えるという観点からすれば、かなりいろいろな面でやりやすい面もあるのではないかなと私は思います。

その辺の、今農業をやっている生産者が頑張っているということを強く国民に訴える必要があるし、我々は胸を張って日本の農業がしっかりしたものであるということを訴えな

ければいけないし、さらにその方向へ向けて支えていかなければいけないと私は思います。

それで、何点かあるんですけど、一つは、いわゆる緊急な交付金等があって、やっぱり手続が非常に最近、簡素化されていて、前にも申し上げましたけど、飼料米だとか米粉だとか、もろもろございますけれども、そういった非常に簡素化されていて、非常にやりやすくなったのではないかなと思っております。そういう点では非常によかったなということでもあります。

次に、先ほど知的財産保護の関係の説明がございました。それで、地域ブランドを育てるということで、いろいろ各県で育種の研究が行われているわけですが、それは非常にいいことなんですけど、逆に言えば、各県で、それぞれ自分の県で育種をした品種であるから、ないし技術であるから、他県では使ってはならないということが非常に今多くなっています。そのために、なかなか作りたくてもできないという状況が非常に多くなっています。

これはある面、その県にとってはそれだけ努力したわけですからいいことなんですけれども、育種をやってない県から見れば非常にうらやましいというか、できないということで、農業生産にとって非常にマイナスな要因が出てきていると。これをもっと、やっぱり国の研究機関でやってもらうならば全国的に使えるわけですから、研究というのは、もう少ししっかりやるべきではないかと私は思います。今後研究を充実させるということですね。

日本のような非常に資源弱小国でこれからやっていくには、人材と、そういった新しい技術を育てるというのは一番大切なことだと思っていますので、もっと技術開発を、育種等も含めてやって、日本国内はもちろんですけども、外国にもそれを適用することによって国際的な貢献をしていくということも、私は日本の非常に大きな役割ではないかと思っています。

それから、最近、そういったいろいろな技術ができておまして、例えばキュウリモザイク病のワクチンができたとか、細菌を殺すバクテリオファージが発見されたとか、非常に画期的な技術も出てきております。特に最近重要になってきている環境に優しい循環型の農業というのを育成する面で、非常に研究が遅れていると思いますので、そういった面の研究をもっとやっていただきたいなという気はいたします。

それから、中山間地の直接支払制度というのは、66万ヘクタール強ということで、全体の82%をカバーしているということですが、耕作放棄地も前年に比べて7%改善されたと

ということでございまして、今年が最終年度になるわけですが、さらに第3期に向けても、これがないと、中山間地というのはさらに崩壊していくのではないかと気がいたします。

それから、先ほどちょっと交付金の話をいたしましたけども、交付金については、申請というのは非常に緊急を要するというか、1週間以内に申請しなさいというようなことであるんですけども、逆に交付金の支給というのは結構遅れて、大体申請して1年後ぐらいに出るとというのが非常に多くて、この間の肥料なんか、飼料についても、今交付金を申請していますが、多分支給されるのは来年ぐらいになるのではないかと思いますけども、緊急と言いながら、実際には1年後に支給されるというようなことで、すべての施策について、もっとスピーディーにやっていくということが、私は必要ではないかという気はいたします。非常にタイムラグが大き過ぎるというように思います。

水田・畑作経営所得安定対策というのがございますけど、これは藤岡さんから言われたほうがいいかもしれませんが、特定年度を基準にしている、その辺のところにも問題がありますし、特にブロックローテーションでやっていらっしゃるところについては、そういったことになってくると非常に齟齬を来すというようなこともあります。また、二毛作地帯とか一毛作地帯の違いということも考えなければいけませんので、その辺の配慮というのは必要ではないかと思っております。

それから、地域の活性化について、各県でそれぞれ雇用の創出というようなことで、国はもちろんやっていただいておりますが、県とか市とか、いろいろ独自の対応が行われておりますけども、さらにこれに対して対応して欲しいと思っておりますが、この前もお話し申し上げましたけれども、やはり1年だけということになると、本当の担い手というのは育たないんですね。やっぱり最低、幾ら早くても3年はかかると思います。そういうことで、ただ1年やればいいということじゃなくて、長い視野で担い手を育てていくというスタンスが必要ではないかと思っております。

それから、地域の活性化の中では、先ほどお話がありましたけれども、食料生産はもちろんですけれども、加工とか森林バイオマス資源の有効活用だとか、いろいろあります。それから、花粉症緩和米だとか、バイオマスとか、ナノカーボンだとか、繭を使った人工血管だとか、いろんなそういった、いわゆる第一次産業以外の産業というのは幾らでも考えられるわけですね。それで、特にグリーン・ツーリズムというのは、今、国土交通省でもやられていますが、こういったものを利用した農村の活性化というのは非常に今後期待

される産業でありますので、そういうものについてもやっぱり支援が必要ではないかと思っております。

それから、農業支援について、農業生産支援とか集落支援ということの支援員といえますか、そういった人々がこれからいないと、なかなか今の農村では新しい産業ないしは集落活動を続けていくというのは難しいのではないかと思っています。現在66市町村で2,000人ぐらいの方がいらっしゃるようですが、非常に高齢の方が多くて、もっと若い人がそういった支援員として活躍できるような場を作る必要があるんじゃないかなど。国も特定交付税でそれを支援していこうということになっておりますので、是非これについてもお願いしたいと思います。

それから、学校給食ですけれども、週3回ということですが、先般、ある情報誌によると、教育委員会は4回を断念したといった記事が出ておりました。教育委員会もそうですが、国も食育をやるとは言いながら、これを断念するというのはいかがなものかなど。パン食にするということになると、結果的には輸入食品で対応するということでもありますので。4回にするためにはどこに問題があるのか、それをどうすれば、何を解決すれば4回になるのか、する必要があるんじゃないかなどと思います。

今見てみると、我々高齢者というのはどちらかというとお米を食べているんですが、若い人はパンを食べている人が多いんですね。それはやっぱり学校給食に由来するところが非常に大きいのではないかと思いますし、そういった面から、やっぱり学校給食はもっと強く米飯給食というのを進めていく必要があるのではないかと思っております。

いろいろあるんですけれども、最後に、やはり今の農村の状況というのは大変深刻な状況になっております。私たちの集落で、今180人ばかりの集落なんですけど、それが2030年、20年後には、推計でいくと41人になるだろうと推計されています。高齢化率は71%。仮に2年に一度、20代の結婚した夫婦、それから30代の子ども持ちの夫婦が入ってきたならば、人口は120人で高齢化率が28%になるだろうという推計がございます。当然なってくるわけですが、そういうことで、やっぱり若い人が田舎に住むような施策というのをやらないと、農村はどうにもならないという状況。これは私のところだけじゃなくて、全国みんなそうだと思うんですね。

ですから、今日ここにお集まりの、いわゆる農水省の幹部の皆さんもそうですが、是非農村に来ていただき、1カ月ぐらいは滞在していただいて、農村の現状をつぶさに見ていただければ、今農村でどういうことが起こっているのか、将来どういう状況になってい

くかというのは一目瞭然です。是非、現状をしっかりと見ていただいて、それを国の農政に反映させていただきたいと思います。

以上です。長くなりまして、すいません。

○鈴木部会長 大変多岐にわたるいろいろなコメント、ご意見をいただきました。

もう一方。では、お願いします。藤岡委員。

○藤岡委員 あらゆることについて網羅されておりますので、全般的にはよろしいかと思いますが、ただ1点だけ残念なのは、トピックスということで、一番トップに事故米のことを扱っておりますが、1年間の日本の農業の全体を網羅した白書として、ここのトップにこれを持ってこなければいけなかったということは、事実としてここに掲載するのは当然でしょうけれども、これを持ってこなければいけなかったということ自体が、私は農林水産省としてちょっと残念だったのではないかと感じております。

そういう意味では、記事の順序の問題もあるんでしょうけれども、これをトップに持ってきたことによって、日本の農業全体の白書というよりは、残念ながら、農林水産省の白書みたいなのところがあるというのが、一つ残念に思います。

○鈴木部会長 貴重なご意見、ありがとうございます。

それでは、古口委員からどうぞ。

○古口委員 今日、ちょっとびっくりしているんですけども、みんな同じことを考えているんだと思ったのは、私も、こういう作り方なのかなと思ったのです。事故米のトピックスを1ページに持ってきて、そしてこの中で農水省の決意表明みたいな、今後とも消費者のことを真剣に考えとか、食の安全は守るとの強い意識を持ちとか、これはここに挙げるべきものじゃないのではないのでしょうか。最後の方に、農水省の決意として書いておけば良いのではないのでしょうか。

もしこれを挙げるのだとしたら、今回の事故米のことでもう一つ気にかかるのは、日本の基幹食料の米が、何か投機の対象となって、どういう流通をしているか分からない。物は動かないのに売買が繰り返されるという実態について、どうしていくのかということを深く掘り下げた方がいいと思いました。私も何か奇異な感じがいたしました。

それから2点目なんですけど、これも先ほどの森野さんと全く同じですけど、これから職業として農業を選んでいただくという対策を立てるのに、あまりにも、「田舎で働き隊！」というのは、少し軽過ぎないかと思いました。生涯の職業として、また受け入れる農村側でも、これから地域のトップランナーとして頑張っていただけるような若者を望ん

でいる中で、ちょっとこのキャッチフレーズは軽過ぎる。例えば、田舎に泊まりたいとか、そんなのだったらいいですけども、一生の職業として選択をしていただけるような方に助成をしていこうとするタイトルとしては、私はこれはいただけないなと思いました。

それからもう一つなんですが、今回、水田フル活用で、米粉とか飼料米とか、そういうものが中心になりますけど、この米粉についてなんですが、実は私の町は人口1万5,000人の町なんですが、2月に講師の方を呼んで米粉パンの講習会を25名限定で開いたのですけれども、びっくりしました。近年まれにない応募で、120名の応募なんです。ということは、こんなにたくさんのお母さん方が米粉というものに今注目しているんだなとつくづく感じて、4月になってまたすぐに、もう一度そういった講習会をやるのですが、私は米粉の利用を是非もっともっと積極的に進めていただきたいと思います。

それで、米の利用については給食が一番手っ取り早いので、給食、給食という話、これはいいんですけども、もうひとつ家庭で米粉を使っていただけるようなメディア戦略とか、そういったものをもっと取り入れた方がいいのではないのでしょうか。私のようなところでこんなに人気があることですから、多分、都会のお母さん方というのも米粉というのに注目を今しているんじゃないかと、そんなことをつくづく感じました。

それからもう一つ、バイオマス関係なんですけれども、これはちょっといろんな省庁に多岐にわたっていて私どもも迷うんですけど、カーボンオフセットの問題とかあるんですけど、それは環境省だとか、経産省だとか、いろんなことがあるんですけど、やはり地域にとっては、カーボンオフセットを含めて、一体どういうふうに、それが現実的なお金となって地域に還元されてくるのか、それが問題です。国としてもっと積極的に、クレジットの在り方とかそういうものに、私は農水にやっていただきたいのですが、かかわっていないのではないのでしょうか。カーボンオフセットの問題についてはそう思いました。

いずれにしても、私は、最終的に農家の問題というのは所得、この問題に尽きると思います。一体どうしたら農家の所得が向上していくのか、あるいは地域にきちんとしたそういったものが還元していくのか。毎度言っているんですけど、生物多様性では農家は食べていけませんから、地域は食べていけませんから。農村の価値がきちんとした評価となって所得として戻ってくる政策を考えていくべきだと思っております。

以上です。

○鈴木部会長 では、岡本委員、どうぞ。

○岡本委員 岡本です。お願いします。

先ほどのトピックの話ですが、私もこれが最初にあると、何か言い訳じみて、何か抵抗があるのは私も同じです。

それから、さっきの米粉のお話がありましたけれども、興味がある方はいても、米粉を実際どこで、どのくらいの値段で売っているのかが分からないので、教室でもあれば行けるけれど、自らの家庭でやるのはなかなか難しいかなというのが主婦の感覚です。

それから、この白書を見させていただいて、トピックとか特集とかは言いたいことを言う部分で、その後の1節、2節、3節はやらなければいけないことを言う部分なのだろうというのは分かるのですが、先ほどの荒蒔委員のお話ではありませんし、この前のお話で出ていたことでもあるのですが、大柱をまず示すということがあったほうが伝えやすいような気がします。もちろん全部必要で、全部言わなければいけないというのはとってもよく分かるのですが、まず3つぐらい主な者を示して欲しいです。この節3つがそうなのかもしれませんが、ちょっと広過ぎるので、もうちょっと絞った大きな柱が3つぐらいあった上で細かいことを入れていったほうがいいのではないかと思います。

それから2番目ですが、白書というのは読む人はかなり限られると思います。ベストセラーの本ではないですので、例えば農業に興味のある人、もしくはデータとか情報が欲しい人が手にとるものだと思います。そうすると、例えば私なんかは出前授業や何かで行ったりとか、皆さんに講演みたいな形でお話しさせていただいたりする時に、このデータや写真を使わせていただけたらと思います。

その時に、気にしない人はしないのかもしれませんが、私は気になる方なので、とても困るというか、ためらうのは、著作権の問題です。例えば中をいじらない限り著作権フリーですとか、この写真は使ってください結構ですとか、一言添えていただくと、すごく気楽に使わせていただけたらと思います。

1例ですが、農林水産業の多面的機能の図がありました。これは今まで縦長だったのでパワーポイントにおさめるのにとっても苦労してたのですが、今回横向きになって、とってもありがたいと思っています。細かいことですが、もしそういうものを使って広報することまで考えていただけたら、そのような形に、使いやすい形で提供していただけたらととてもありがたいです。

それから、農林水産省の中でもあるのかもしれませんが、例えば外に何かを持っていく時に、そこと関係のあるところをまとめていただけたら嬉しいなと思います。私は今、

教育委員会と環境分野で一緒に、仕事をさせていただいています。農林水産省のことや何かをいろいろお伺いしていると、前は教育ファームというのを入れてくれというお話が来ていたと。今は子どもプロジェクトの話が来ています。いろんなことを言われて、それがどう終わったのか分からないのに次が来る。その関係が分からないまま持ってこられると、どう対応していいか分からないと言われます。

先生たちは本当にお忙しいので、そればかりやっているわけにいかないというのが現実だと思いますので、例えば教育ファームはこういう目的でこんなふうに取り入れていただけたらいいとか、子どもプロジェクトはそれとは全然趣旨が違ってとか、似たものをどう区別して扱ったらいいのか、分かりやすくしていただけると嬉しいと思います。

それから、言葉についてです。私は本当の一般人なので、専門用語が分からない。先ほど説明があった時も、農業資源と言われましたけど、何を指すのかぴんとはすぐは来ませんが、最近私もいろいろ教えていただいているので、ああ、そうかとか思うことはあるんですが、農業資源とか農業資材とか言われても、皆さんにとっては一般語なんだろうけど、普通の人にとっては一般語ではないので、分かる言葉にして欲しいと思います。

これは最後ですが、私たちは農林水産業に対して、都市部の住人という意味ですが、興味はあるし応援したいと思う気持ちは、特に近年、いろいろ話題が多くて、皆さん応援したいと思っていると思うんです。でも、何をしたらいいかが分からない。ですから、どんなことをすれば応援に結び付くのかとか、もう少し具体的な何か教えていただけるようなものが載っているとありがたいと思います。

以上です。

○鈴木部会長 貴重なご提案、ありがとうございます。

では、松本委員。

○松本委員 義務として一言発言しなければいかんということでしょうか、私だけ残っているようですから。

白書に限れば、いろいろこれまでも言って参りましたので、大方いろいろと受けとめていただいております。

あえて一つ言いますと、中山間とか、これについてはかなりご意見を申し上げてきておったんですけれども、見ますと、もう一つの、対峙する都市農業といいますか、共生・対流とか市民農園とか出ておるんですけれども、日本の8兆の農業生産の3分の1を占める

都市農業といいますか、これについての記述というのが、この段階で言いますと、少し少ないかなというような印象が一つあります。やむを得ないのかもしれませんが。今日は国土交通省さんも来ておられますけれども、農林水産省の所管というのは上物でありまして、市街化区域の農地は、底地は国土交通省さんの所管でありますから、なかなかそういう面でもやりにくいところはあるのだと思いますけれども、お聞きしますと、来年度は都市計画法の抜本改正に取り組まれるというふうに仄聞しておりますので、この際、農林水産省も国土交通省さんと連携をとって、この辺りについてさらに強力な施策を展開いただければというふうをお願いいたします。

白書では以上であります。

○鈴木部会長 どうもありがとうございます。

いろいろ多岐にわたるご意見をいただきまして、白書の構成に関わる問題でも、事故米の件をトピックで最初に挙げることにしてもいろいろとご意見がございましたが、その辺りを含めて、まずコメントを。

○情報評価課長 構成の部分などにつきまして、情報評価課からご説明を申し上げたいと思いますが、まずは白書でございますけれども、これは法律に基づきまして、政府に対して、宿題として、動向をまとめて国会に報告するようというところで作られているものでございます。

それで、この事故米の問題につきましては、昨年から予算委員会、あるいは農林水産委員会で多岐にわたる議論がございまして、たしか参議院の農林水産委員会などでは集中審議もありましたし、それから衆議院でも同様の扱いの審議があったというふうに記憶しております。

このように、国会でかなり時間を割いて議論をされた内容でございますので、事務局としましては、この問題をやはりきちんと整理をして、国会でどういう議論がなされたのかということも踏まえながら取りまとめる必要があるのではないかと考えて、冒頭に持ってきて整理をしているところでございます。

それから、著作権の話も出ましたけれども、これについてはご自由にお使いいただけますので、使っていただければと思いますし、それからこれをそのまま、例えば何かに記載して使用しやすいようにというご要望もありましたので、そういうことも踏まえて、どういふふうな編集ができるのかについては、本体の段階でよく考えていきたいと思っております。

それから、表現につきまして難しいというご質問がございました。確かに専門用語を多用しておりますし、それから限られたページ数の中でたくさんを書く必要がございますので技術的な用語を使っておりますけれども、例えば巻末に専門用語の索引を設けますとか、あるいは文中の脚注に、よく論文では、脚注に難しい言葉を説明をしているようなものがございますので、そういうものも含めまして、記述としては分かりやすい形にしたいと思います。

特に今日ご説明をしましたのは、概要版を使いました。本体に比べまして、同じ内容をかなり少ないページでご説明をしている関係で、若干丁寧さに欠けるところがあった点につきましては、私たちも反省しなきゃいけないところがあると思いますけれども、本体では、与えられたスペースの中でできるだけ分かりやすく表記をするということを心がけて編集したいと思います。

以上です。

○鈴木部会長 ありがとうございます。

○荒蒔委員 私も、皆さんの意見を聞いていて、調子に乗って言うわけではないのですが、トピックス1、2、3とある中の1が事故米の話になっていて、基本的には信頼の回復ということがトピックスになっていると思うのですが、2とか3というのは、1章、2章の中で、非常に重要なポイントとして消化される話なので、この1を書きたいならば、別な項目で最初に書くとかしたほうがよろしいのかなと個人的には思います。

それからもう一つ。先ほどから米粉の使用だとか、稲の飼料化とか、10ページから13ページぐらいにかけて、いろいろとあるのですが、こういうのが大事だよとおっしゃるのは当然なんでしょうけど、農水省の一つのアクションとして、こういうことを今進めようとしているのだというような言い回しが要るのかなと。

問題をいくつか羅列して、必要だとか重要というような書き方で書かれているのではなくて、必要なのも分かるし重要なのも分かるのですが、それについてはこういう考えで進めますみたいなことを入れるべきじゃないかと思います。ちょっと微細なことかもしれませんが。

○鈴木部会長 重要なお指摘をいただきました。ありがとうございます。

それでは一つ、トピックスの配置の問題につきましてはいろいろとご意見がございましたが、可能な限り皆さんのご意見を踏まえて、今の段階でやれることを検討させていただきたいと思いますので、その点、ご了解いただけるかと思います。

その他、いろいろとご指摘ございましたが、これにつきまして各局の方からコメントをいただければと思いますが。順次お願いします。

○総合食料局室長 総合食料局でございます。

私の方から、今それぞれの委員の皆様からのご意見がございました米粉、あるいは飼料米、こういった新しいお米の需要の関係を少しお答えさせていただきたいと思います。

今皆さんの方からご指摘ございましたように、今後の日本のお米を考えていく上で、なかなか主食用のお米だけでは需要というのは限られてくるような状況になっております。そういった中で、日本の水田を使っていくために、こういった新規の需要というのを是非伸ばしていきたいというふうに我々は考えておるところでございます。

そういった中で、この通常国会、米粉なりエサ米の利用の促進に関する法律案を国会の方にはもう提出をしまして、こういったことを起爆剤にしながら、今後そういった取組をさらに加速化させていただきたいというふうに考えております。

今お話がありました、今我々として、まず米の生産現場、あるいはそういった粉にする、あるいはそういった米粉を使った商品の開発、実施者サイド、そういったところへの働きかけというようなことをやりながら今進めておるところでございますけれども、先ほどお話がありました、こういった実需が動くためには、やはりそういった消費者の関心は大変重要かと思えます。ただいまいただいたご意見等をまた生かしながら、今後どういうふうにこの取組をさらに加速させてるか、十分考えていきたいというふうに考えております。

○消費・安全局長 消費・安全局長でございますが、消費・安全局関係で2つほどご指摘があったかと思いますが、まず、今日は文部科学省もいらっしゃっていますけど、学校給食の関係ですね。これは私どもとしては、やはり米飯を4回にさせていただきたいと思っていろいろと議論をさせていただいたのですけれども、やはりかなり地域差が全国的にあるということなので、一律4回というのは、まだちょっと難しいというお話であります。

しかしながら、3回に達してないところは3回に近付けるように努力をするし、3回に達しているときは、さらに上乘せをするように努力するという方向性で取り組んでいただけているところでございます。

それから、あともう一つ、教育ファームと子どもの体験プロジェクトの違いという、一例としてのご指摘がございましたけれども、既にご存じかとは思いますが、教育ファームはいろんな年齢層の方、あるいはいろんな形で、食育の一環として農村で農作業などを体験していただくのもありますし、あるいは農村の中でどうやって農産物や畜産物が

できているんだということを読んでいただくというような形の取組なんです、これは食育の一環であるということ、いろいろな年齢層で取り組んでいただくという形でございます。これは、やめてしまったわけではなくて、引き続きやっておりますので、是非これも活用いただきたいと思います。

子どもプロジェクトの方は、まず子どもの時代に農村を体験していただくということは非常に貴重だということなので、学校での取組を中心にしてということ。そして、必ず農村で体験するということをベースにしています。ですから、ちょっと体験に重点があるという点で視点が違います。

ただ、両者は非常に重なり合う部分もございますから、よく連携をしてやっていこうということで、担当局も最初の教育ファームは私どもの局ですし、2番目の子どもプロジェクトの方は農村振興局ですけれども、連携してやっていきたいと思っていますところ。○生産局審議官 生産局ですけれども、補助金とか交付金の事務とか支払の問題についてお話がございました。

ちょうど肥料・燃油の高騰対策の話題もございましたので、その関係でお話を申し上げますと、肥料・燃油対策、まさにほぼすべての農家その気になれば対象になるということで、膨大な事務も係るわけでございますけれども、また農家の自助努力も確保しなければいけないということになりますけれども、まず申請書は、相当努力をいたしまして、かなり簡素化されたというお話もありましたように、ほぼ2枚で済むという、かなり想定したような形のものでできたと思いますけれども、今後はこの実際の補助金がいつ行くかということでございますが、これにつきましては、今年度の補正の予算でございますので、まず今年度中に県の協議会までは3月中にお金が行きまして、あと県の協議会から実際に農家にいつ支払われるかということでございますので、これもできるだけ早くというふうに指導しておりまして、まずは、できたら4月中ぐらいには半分以上を概算払いすべてではないかと。これは、まだ今年度用の肥料ですので、施用量をここで確定するのは少し早いので、精算を待っていますと確かに相当遅くなってしまいますので、まずはできるだけ早く概算払いができるように、県の協議会に、これは指導、お願いでございますが、そういったことで取り組んでいるところでございます。

○経営局参事官 経営局の参事官でございます。3点ほどご説明をさせていただきたいと思います。

まず、今もありましたが、交付金の支払時期でございますが、水田・畑作経営所得安定

対策につきましても、この交付金をできるだけ早く払うということが大変重要だと考えておりまして、早期化の努力をしております。

収入減少の補てんにつきましては、これは年間でどれだけ収入があったかというのを把握して計算しますので、翌年になりますけれども、例えば固定払いの交付金ですと、これは9月末までが申請の期限なんです、4月以降、できるだけ早く申し込んでいただくことで、例えば8月中に払うといったことも可能になります。

また、成績払いの交付金の方、例えば麦の場合、これも11月末までの申請なんです、これも前倒しで申請をしていただければ、年内支払いといったことも、これはケース・バイ・ケースになると思いますが、そういったことも可能なように努力をしていきたいというふうに考えております。

この経営所得安定対策の固定払いの方だと思いますが、特定年度を基礎とするというお話なんです、これは外国との生産条件の差を埋めるための支払いについて固定払いと成績払いの2つに分けてあります。この目的は、固定払いの方を、WTOの国内の支持政策、国内の助成についてルールがありますので、この中で削減しなくていい緑の政策にすることです。固定払いは、そういったことで仕組んでおりますので、緑の政策にするためには過去の生産実績に基づかなければいけないということです。これがその年の生産量に応じた成績払いということになりますと、こちらは削減対象の黄色の政策になってしまいますので、そこは継続的に支援をしていくために、やはり緑の政策の部分を作らなければいけないと、こういった工夫がございますので、是非ご理解をいただきたいと思っております。

それから、新規就業についてお話がありましたが、これは後ほどまた別途資料で、後半でご説明をさせていただきますが、今、青年就業者、これは39歳以下の方なんです、一時期に比べるとかなり増えたんですが、ここのところ1万人ぐらいで横ばいの状態ですので、これを農業者の方の高齢化が進む中で、できるだけ増やしていかなければいけないということで、多岐にわたった新規就農支援策を講じております。農業経験がない方でも就農できるように、情報収集とか相談段階から実際に参入をされて、また定着をして技術の習得、そういった段階に至るまで、各段階に応じて支援を行っております、各県に新規就農相談窓口を設置しまして相談なりあっせんをする、あるいは無利子融資を受けられる、さらには技術指導を研修で受けられる、そういった形の仕組みができております。

先ほどお話がありました、多分、「田舎で働き隊！」事業の関係だと思いますが、これは今申し上げた新規就業の事業に加えて新たに実施する事業でございます、そういった

意味で、新規就業の関係は別途、非常にかたい事業の名前だと思いますけれども、既に各年充実した対策が講じられてきております。

それで、これも後ほど説明いたしますが、今回新たに補正予算を活用をして、「農の雇用事業」、「田舎で働き隊！」事業、両事業を新しく追加的に実施することにしております。「農の雇用事業」の方は、農業法人に就職されて雇用された形で、その後独立する。そういった方が増えてますので、そこに支援をする。また、「田舎で働き隊！」事業につきましては、後ほどまた説明あるかもしれませんが、こちらは結果として新規就農に結び付くということもあると思いますが、むしろ田舎で、交流イベントとかお祭りとか、そういった企画をされる、そういった方を都市の、例えば定年退職の方とか、いろんな企業でいろんなノウハウを持った方が、まさにそういったイベントなども含めているような活動をやっていただくということで、そういった意味で「田舎で働き隊！」という意味ですので、就農とちょっとニュアンスが違うということで、是非ご理解をいただければと思います。

以上でございます。

○農村振興局総務課長 農村振興局ですけれども、中山間直接支払についてお話がありました。委員ご指摘のとおり、21年度で第2期の終了を迎えるわけでございますけれども、おかげさまで、本当に大変、地元からは評判をいただいております。

現在これにつきまして、学識経験者を交えまして委員会を作っております。ここで今後どうするかについて今検討しているところでございます。この夏までに、22年度の予算委員会までに、今後につきまして検討しまして、もっといいものを作りたいというふうに考えております。

それともう1点、都市農業についてお話がありました。国土交通省さんもいらしておりますけれども、私どもは都市計画に関連いたしまして、都市計画の担当局さんと今現在、連携しまして、今後どうするかにつきまして、単に言葉だけじゃなくて、本当にきちんと連携いたしまして検討していきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○農林水産技術会議事務局長 農林水産技術会議事務局でございます。

平田委員から研究開発についてご意見をいただきました。私どもは今、こちらの食料・農業・農村基本計画の見直しと歩調を合わせて、農林水産研究基本計画というものがございまして、この見直しを始めたところでございます。この研究基本計画には大きく2つありまして、一つは研究の重点方向です。どんな研究を重点的にやったらいいかということ

と、もう一つは研究を進める上での仕組みです。

まず、重点方向につきましては、当然のことながら農林水産省の施策を支えるという面が必要でございますので、こちらの方のニーズを酌むわけでございますけれども、ご指摘をいただきました循環型農業について、極めて大きな、重要な方向であるというふうに認識はしております。これもいろいろ今後の整理を踏まえて、必要な研究を加速する方向で検討させていただきたいと思っております。

もう一つ、研究開発の仕組みについては、ご指摘いただきましたような、県の問題があります。都府県につきまして、私ども、この研究基本計画の見直しに当たって、いくつかの県に行って意見交換をさせていただきました。その中で、やはり予算的にも人員的にも公設試ですね、こちらがいろいろと問題が多くなっているというふうに認識をしております。なるべくこれらを束ねるような研究の仕組みができないかということも、これも全部ができるわけではないので、各都府県ができるところはもちろんお任せして、国として大括りにして、進めるべきところというのを決めながらやっていく仕組みができるというふうなふうに思っております。これもいろいろご意見をいただきながら、そういう仕組みを考えていきたいし、またもう一つ、それだけではなく、新たな異業種との連携による新産業というのも重要な分野でございますので、こうしたことも併せて、いろいろな仕組みを考えていきたいというふうに考えております。

○技術総括審議官 技術総括審議官ですが、古口委員から資源環境対策について、地域への還元というお話がありました。おっしゃるとおりだと思っております。

例えば、例に挙げられましたカーボンオフセット、これにつきましては、もう既に大分県の園芸農家が木製バイオマスを使って、それを取引したというような、それで認定を受けたという例もございます。こういったものも紹介しながら、今後それぞれの農村でどういった取組ができるかといったものを、例示も示しながら皆様に提示する、そのための検討会を今月中にも立ち上げたいと思っております。その検討会で検討して、皆様にまたお示しをしていきたいと思っております。

それから、生物多様性については、実は昨日も検討会をやったのですがけれども、これはなかなかデータといいますか、それをもう少し蓄積をしませんと、すぐ現場に還元というにはちょっと厳しいと思います。非常に重要な課題ですのでしっかり取り組んでいきたいと思っております。

○総括審議官 総括的で、特定の担当がない部分について、総括審議官でございます私か

らご説明したいと思います。

岡本委員から、いろいろなメッセージがいろいろなところから次々と来て、自分たちは協力したいけれども、何をしたいか分からないし、協力していただける方にもどこが重点なのか分からないというご指摘がございました。

これは、政策全体がいろいろ多岐にわたっていて、あちらではこういうことをやって欲しい、こちらではこういうことをやって欲しい、そういう状況になっています。こういう現象は、担当、担当で一生懸命、一生懸命やっているがゆえに起こるのだと思います。それを整理して、分かりやすく国民の皆様提示するというのが、この基本計画の作業の一つの仕事ではないかと思っております。

まさに5年間、基本計画を動かしてきて、あの時も自給率向上運動とかいろいろな運動を提示してきました。また、国民の皆様が農業や農村に対する関心が高まってきた、あるいは温かい手を差し伸べたいという気持ちも高まってきているという状況もございます。来年までの基本計画の大きな一つの整理として、これまでの運動を再整理することが必要かと、今、委員のご指摘を聞いて思ったところでございますので、またこの企画部会におきましても、いろいろご指導をいただければと思います。

それから、バイオマス関係で補足しますと、排出量取引でございますが、実際に農水省は事務局にもなっております。経産省、環境省とともに農水省がなっております、これは例えば地域での木質バイオマスの取組について企業との橋渡しをするといったことでございます。どうしても排出量取引は企業と企業の取引に目が行きそうなのですが、小さな地域の取組を束ねて企業との橋渡しをするのが私どもの役割だと思います。そういうことで3省で事務局を協同して、できるだけ貢献したいという体制で臨んでいます。

○鈴木部会長 ありがとうございます。

その他よろしいでしょうか。

まだ議論不足の部分は、後半の議論の方でもできる分はお願いしたいと思います。

時間が押しているんですけども、私もちょっと1点だけ気づいた点を申し上げますと、昨年の白書に比べまして、数量的なモデルに基づく分析による記述が今回なくなっているのに1点気がつきまして、場合によっては、そういう試算をベースにした議論が非常に説得力を持つ場合がございますので、この辺りについては農水省さんは非常に、大変分析力はあるわけでございますので、他の省庁さんの白書なんかは、この辺りを随分使って説得力を高めていると私は感じておりますので、この辺りの充実というのはやはり再度検討し

てもらえないかと。もちろん分かりやすく提示していただかないといけないわけですが。

例えばその点で1点だけ思いましたのは、直近では米の消費に歯止めがかかったという表現があるんですが、本来これを本当に実証するのであれば、米そのものの価格とか、代替品の価格とか、それと嗜好の変化とかを分離して、嗜好の変化が確かに下げ止まりつつあるとか、そういうことを説明しないと、本来なかなか現象面だけでは言えない側面がありますので、そういうふうな点は、やはりきちんとした分析に基づいて表現していただくことが本来必要かと思います。そういう意味でも効力を発揮するかと思いますので、この辺りについては是非、来年以降の課題ということで、またご検討いただければと思います。

以上、白書についても非常に貴重なご意見、コメントをいただきましたので、これにつきましては皆様からいただいたご意見に関する修正につきまして、必要な部分を後日個別にご相談させていただきながら進めたいと思いますが、今後の修正、調整が必要と考えられる部分につきましては、部会長、私の方にご一任いただくということで、事務局案を企画部会としては承認していただければと思うんですけども、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、白書につきましてはそのように取り扱いをさせていただきます。

では、今後の日程につきまして、事務局からご説明をお願いします。

○情報評価課長 本日ご承認いただきました食料・農業・農村白書の公表時期につきましては、必要な手続を踏んでまいりますと5月中旬頃になると考えておりますので、よろしくご理解のほどをお願いいたします。

以上でございます。

○鈴木部会長 それでは、次の議題に移りたいと思います。

ちょっと時間が押しておりますので急ぎたいと思いますが、前回、現行基本計画の進捗状況の検証について議論していただきました。今回、特にご指摘のあった担い手対策、雇用、それから地域・規模別の稲作のコストと再生産水準、それから水田農業についての議論を深めたいと思います。まず事務局の方から資料を用意していただいておりますので、順次、担当部局からご説明をお願いします。

資料の2をお願いします。

○政策課長 政策課長でございます。資料2をお開き下さい。

まず、この資料の全体構成をご説明します。前回の2月26日に、委員各位からいろいろなご意見が出たところでございますが、その中で、非常に厚みのある議論があった担い手

問題、それと水田農業について、いただきましたご意見の概要を左側に書かせていただいております。

若い担い手がいないこと、その方たちが農業をやってみたい施策にする必要があるという話や、若い人、法人経営、認定農業者など意欲的に農業を展開している人に施策の対象を絞るべきというご意見、さらには、雇用対策という観点からも、1年間のみではなくて継続的に支援すべきというご意見がございました。これらにつきまして、資料を順次整理しておりますので、各局から説明をいたします。

また、後半部分の水田農業につきましては、日本全国で一律ではなく、どこの地域で、どういう生産コストで、また規模別ではどういう構造になっているのかについて、再生産できる所得が確保されるという観点からのデータを示して欲しいというお話がございました。

また、米生産に関する計画的な需給調整に関する議論、生産調整について有る程度、効率化していくことの方角性は既に各方面からも出ているのではないかというご議論がございましたので、それぞれ資料を作っております。

それでは、各局から順次、ご説明をいたします。

○経営局参事官 経営局参事官の坂井でございます。

それでは、2ページをご覧くださいまして、まず新規就農を含む担い手対策の状況についてご説明させていただきたいと思っております。

現行の食料・農業・農村基本計画におきまして、効率的かつ安定的な農業経営によって、国内の農業生産の相当部分を担う、こういった農業構造の実現を目指しております。担い手を明確化した上で施策を、今のような農業構造の実現を目指して、集中化・重点化していくということでございます。

それで、現状と基本計画策定時に作りました効率的かつ安定的な農業経営、農業構造の展望を示しております。こういったことを目指して、金融、予算、税制等の各種支援策を担い手に集中化・重点化していくということでございます。

具体的には3ページ以降で説明させていただきます。3ページでございますが、先ほども若干ご説明させていただきましたが、担い手の支援策として、水田・畑作経営所得安定対策を展開しているところでございます。意欲と能力のある担い手、認定農業者、集落営農組織を対象として支援措置を行うことによって、土地利用型農業の体質強化の加速化をしていくということが目的でございます。19年4月から導入をしたところでございます。

ここの左の方にございますように、原則にございますように、認定農業者の場合、都府県4ヘクタール以上、北海道10ヘクタール以上、集落営農組織20ヘクタール以上、これを原則としまして、特例も設け、また20年度からは市町村特認といった仕組みも設けて支援を行っているところをございます。

支援措置の内容、下の部分でございますが、これも先ほど若干説明いたしましたが、諸外国との生産状況の格差を埋めるため、その不利性を埋めるための補てんと、収入の減少の影響を緩和するための補てん、この2本立てになっておるところをございます。前者の条件不利補正につきましては固定払、成績払ということで2つに分けまして、WTO協定にも耐え得る、国際規律に耐え得る政策体系を確立しているところをございます。

次に、4ページ、5ページで、参考で農業所得の現状をご紹介しております。後ほどまたご覧いただければと思いますが、4ページでは、認定農業者のいる農家につきましては、総所得の中で農業所得の占める割合が72%ということで、その他の平均25%よりも圧倒的に高い状態になっていること。

また、5ページでございますが、こちらは農業所得の水準といたしまして、おおむね他産業と比べられるような、他産業並みの所得ということで、500万円以上の農業所得がある農家の割合が認定農業者の場合は4割近い38%ということで、これも販売農家の平均からすれば圧倒的にシェアが多い状況になっていることを示しております。

次に、6ページをご覧いただきたいと思います。前回の企画部会でも、一番の問題は若い担い手がいないことというご指摘をいただいたところです。この資料で、新規就農者・雇用就農者の動向という表がございますが、ここの一番上をご覧いただきますと、新規就農青年39歳以下の方、新たに農業に就農された方が、平成2年頃は4,000人ぐらいだったのが、徐々に増えてきまして、1万人を超えるレベルに至っておりますが、ここのところ1万人程度で横ばいという状況でございます。こういった状況をさらに改善していきたいということで、各般の新規就農対策を講じているところをございます。

ここでちょっと注目をしていただきたいのは、平成18年、19年から雇用就農者ということで、雇用形態で就農されている方、農業法人などに就農されている方のデータがとれるようになっております。18年、19年を見ますと8,000人ほど増えておりますが、こういった方が最近増えてきているという状況がございます。雇用就農者の年齢別、出身別の内訳が円グラフで出てきておりますけれども、39歳以下の方が6割ぐらい。そして、8割ぐらいが非農家の方ということで、農業なり農村に新しい力を導入する一つのきっかけという

ことが言えると思います。

またこの下に、農業経営の開始に当たり苦労した事項というのがございますが、技術の習得、農地の確保、資金の確保、また相談窓口探し等々、それぞれいろいろな問題があるわけがございます。こういった懸案に対応して、新規就農をいかに円滑に進めていくかといったことが重要となっているわけございまして、7ページに就農の各段階に応じた支援策について整理をしております。農業経験がない方でも就農できるように、情報収集・相談段階、個別の相談・あっせんですとか、あるいは農業法人等のマッチングのためのフェアも行っております。また、体験・研修段階ということで、働きながら、会社に行きながら、就農準備校で週末に研修したり、そういった工夫も行って、あるいは従来から行っている都府県農業大学校での研修、こういったことも含めて体験・研修を行う。参入準備段階として、法人とのマッチングなり資金の調達、無利子融資を行う。さらには定着段階で、普及指導センターによる技術・経営指導、こういった形で各段階に応じた支援を実施しているところでございます。

8ページでございますが、先ほど申し上げたように、雇用形態での就農が一つの切り口になるということで、促進をするために、平成20年度の補正予算で「農の雇用事業」というものを創設をしております。農業法人に新規就農の方が勤められる場合に、研修経費を上限1カ月9万7,000円を12カ月といった形で、今までにない助成を行う。これによって1,000人の雇用就農者を新たに育成しようというものでございます。

それから、先ほどご指摘もありました「田舎で働き隊！」事業、これも平成20年度から5年間、農山漁村の要望に応じて田舎で交流イベント、祭り等、こういった活動を行っていくことにつながるような、そういった事業も創設をしておるところでございます。

こういった新しい形の事業も含めて、新規就農なり農村の活性化といったことのために事業を展開しているところでございます。

私からは以上です。

○生産局審議官 生産局でございますが、次の9ページ、10ページをご覧いただきたいと思っております。米の生産費が地域間により、あるいは規模間によりどの程度違うかということをご報告いたします。

まず、9ページでございますが、地域別に見ますと、この棒グラフを見ていただければ分かると思っておりますが、全国平均が10アール当り14万円ほどでございますが、それに比べて北海道が10万円ほどとかなり安いと。以下、コストがかかっているところは、一番高いと

ころが四国の19万などとなっております、この地域別の格差でございますが、右の方に若干要因を書いております。

一つは、1戸当りの作付面積の規模が違うということで、これは後ほど次のページでもご説明をいたしますけれども、平均の作付面積が、例えば北海道であれば6.6ヘクタールに對しまして、中国、四国辺りは0.67とか0.62とかいう小さな規模にとどまっているということが1点ございますし、それから農業の形態といたしまして、主業農家の割合の違いによりまして、やはり主業農家の割合が高い、例えば北海道では73%とか、大分落ちますが、あと東北、関東辺りが2割台で比較的高いというふうになっております。

また、稲作を行います農地の整備率。ほ場の整備の状況が、やはり作業性に大きく影響するのではないかとということで、基盤整備率、特に四国が22%というふうに際立って低いといったようなことが各地域別の生産性に影響しているのではないかと考えております。

次に10ページでございますが、これは全国トータルでございますけれども、規模別に並べましたものがこのページでございます、グラフを見ていただきますと一目瞭然のように、規模が大きくなるにつけても、生産費は徐々に下がってくるわけでございます。費目別に見ましても、右側の物財費というところで見えていきますと、2つ目の○の賃借料、料金、これは大規模になるほど自ら農作業を行いますので、作業を委託するような料金支払いというのは減るということでございますし、3つ目、農機具費、これにつきましても、規模拡大に伴いまして農業機械が効率的に利用できるということで減少して参ります。

それから、2つ下の労働費。これも規模拡大による効率化によって減少していくわけでございますが、ただし、ずっと規模拡大してどこまで行っても下がっていくかということ、必ずしもそううまくいくわけでもございませんで、徐々に、規模が拡大して参りますと低下のペースが鈍化をするということで、ちょっと細かいところで下の方の表を見ていただきますと、家族労働費とか物財費に色を付けておりますが、下がってきまして、10ヘクタール以上ぐらいくとあまり変わらなくなるとか、物によりまして、物財費なども、5ヘクタール以上になると5万円台であまり変わってこなくなるというようなことで、一定のところまで行くと低減効果が小さくなっていくというのが実態でございます。

あと次のページ、11ページでございますが、今言いましたような10アール辺りの生産性などをもとに、トータルとして所得がどうなっているかということで簡単に整理いたしました。

これは水田作経営ということで、稲作だけではなく、麦作とか豆類等も入るわけござ

いますけれども、これも階層別、これは経営規模別に見て参りますと、赤で括っていただいたところをご覧いただきたいんですけれども、規模が大きくなっていけば、農業所得というのはだんだん増えていくのはもちろんであるわけですが、実際、例えば500万円以上の所得が得られるのは、経営規模が10ヘクタール以上層でございますし、それが15ヘクタール以上層であれば700万になり、20ヘクタール以上層になれば1,000万円以上の所得になるというのが統計上示されておるところでございます。

私からは以上でございます。

○総合食料局室長 総合食料局でございます。

私の方からは12ページ以降を説明させていただきたいと思っております。

まず、12ページをご覧いただきたいと思っております。下のところにグラフを掲載しております。昭和35年以降の米の総需要量、それから生産量、それから棒グラフのところは政府米の在庫量ということになっておりますが、ご覧いただいて分かりますように、米の総需要量は昭和30年代の終わりから40年代の頭が大体ピークというようなことになっておりまして、当時1,300万トン弱の需要量があったわけですが、国民経済の成長、それに伴う食生活の高度化、こういった中で、米の需要が基本的に右肩下がりで下がってきているという状況を見てとっていただけるかと思っております。

そういった中で、生産面につきましては生産性の向上等もございまして、そういった中で、需要と供給力のギャップが生じてきたというようなことになっておるわけございまして、この40年代、50年代、まだ旧食糧管理法の時代でございますけれども、そういった中で政府在庫、下の棒グラフにありますように、相当なボリュームに膨れ上がってしまったと。そういった中で、多額の財政負担を伴いながら過剰米処理をしてきておるということになっておるわけですが、こういった状況を踏まえて、昭和46年から米の生産調整が本格的に開始をされたと。

その歴史の中で、当初は米の生産抑制ということを主眼としておったわけでございますけれども、50年代以降、自給率の低い他作物、大豆ですとか麦ですとか、そういったものが代表例になるかと思っておりますけれども、こういったものへの転換を進めてきたということでございます。

平成16年からは、米政策改革大綱に基づきまして、生産調整の在り方、いろいろ変わってきておるということでございます。それまで一律に転作面積を配分する方式、ネガ面積の配分というような言い方をしておりますけれども、そういったやり方をおったわ

けでございますけれども、16年以降、生産数量の配分方式、いわゆるポジ数量というような言い方をしておりますけれども、そういったものに変えていった。また、各都道府県毎の目標数量も、各都道府県産米の需要実績に応じて配分をすると、そういうような形で、その在り方の変更を加えてきておるということでございます。

また、生産調整の支援策につきましても、現在、産地づくり交付金、また21年度の予算の中で名称変更、あるいは体系をまた変更するということになっておりますけれども、産地づくり対策ということで、それまで全国一律の要件・単価による助成を行っていたわけでございますけれども、総額を地域に配分して、地域の創意工夫によってどういった作物にどういった単価で助成をするのか、地域の創意工夫の下に決められると、そういったやり方に変えてきたということでございます。

さらに19年産からは米政策改革の第2ステージということで、農業者・農業者団体が主体的に自給調整を行うシステムへ移行してきたということでございます。

13ページをご覧いただきたいと思えます。そういった中での近年の全国の生産調整はどういった取組状況になっているかということでございます。16年以降のところでご紹介をしたいと思いますけれども、そこに目標数量、それから実生産量、その面積換算値等々、数字を載せておりますけれども、④のところ、これが主食用水稻の実作付面積ということになりますけれども、16年以降のところで見ただけでも分かりますように、基本的には主食用水稻の作付面積は年々減少してきていると。これは当然リタイアの関係もございまして、あるいは水田の壊廃の関係もございまして。そういった要因を含めてということにはなりますけれども、年々減少はしてきているということでございますが、その一方で、一番左の欄、①の欄でございますけれども、主食用米の生産数量目標、16年以降のところを見ただけでも分かりますように、こちらも年々減少してきていると。結局、この需要量を見る時に、米の消費動向を踏まえて需要の見通しを立てるわけでございますけれども、そういった中で目標数量も減ってきていると。

結局、作付面積は減っているけれども、数量目標の減少には見合わない形での減少ということになっているということで、右から3つ目の欄、④ー③が、いわば過剰作付面積ということになるわけでございますけれども、この過剰作付面積が年々拡大をしてきているという状況でございます。

20年産につきましては、19年と比較いたしましても、過剰作付面積そのものは減っておりますけれども、いまだ5万4,000ヘクタールの過剰作付面積が見られると、そういう状

況になっているところでございます。

14ページでございます。生産調整を実施していただいている生産者、あるいは実施していただけていない生産者、こういった構造になっているのかというのが14ページの表になるわけでございますけれども、見ていただけて分かりますように、これは19年産におけるデータでございますけれども、基本的に人数ベースでも作付面積ベースでも、中・小規模の農業者のウエートがかなり高いという状況になっております。

それぞれ、10ヘクタール以上、あるいは3ヘクタール以上10ヘクタール未満、1ヘクタール以上3ヘクタール未満、1ヘクタール未満ということで4つの階層に分けておりますけれども、それぞれの階層の上の欄は達成者、それから下の欄は未達成者。この割合を見ていただければ分かるかと思うんですけれども、規模が小さくなるに従って、それぞれの規模別のところで未達成者の占めるウエートが増えていくと、そういった状況にございます。

15ページの方をご覧いただきたいと思います。こういった構造になっている、こういった要因でこういう構造になっているのか、我々いろいろ現場でお聞きした声等を簡単にまとめたのが15ページの図になります。

それで、例えば大規模で生産調整を実施されている方について言えば、水田・畑作経営所得安定対策、いわゆるナラシへの加入ということで、経営判断の下に、こういったセーフティネット対策に加入するために生産調整を実施しているというような声があると。

一方、大規模で実施されてない方、こういった方は大体直販等で、きちんともう自分で売り先を確保しているという中で、生産調整の実施のメリットがないというようなことがあるわけでございます。

こういった個別の要因はあるんですけれども、真ん中の欄、規模にかかわらず、それぞれ共通して上がってくる声というのもございます。生産調整の実施のところで言いますと、やはり地域の和というのを重視されているというのが、一つ大きな特徴かと思えます。

一方で下の欄、非実施者のところでございますけれども、一つには地域の水田等の条件、湿田であるとか、いろんな条件の下に、米以外のものが作付できないと、そういった理由がかなり大きなウエートがあるんですけれども、それについて、下の方にいくつかございますけれども、例えばいざとなったら政府が何とかしてくれるというようなことですか、自分が生産調整をやらなくても、ある程度の人がやってくれば大体今の価格水準で維持されるというような中で、自分自身が生産調整に参加しなくてもそれなりのメリットを受

けられると、そういうような理由もあるというようなことでございまして、こういったことが、一つ、生産調整に伴う不公平感の大きな要因になっているということでございます。

16ページのところでございますけれども、以上、ご説明したことを簡単に、現状、それから今後どういうことを考えなければいけないのかということで概念図にしております。

現在の日本国民の主食のお米としての総需要量を考えれば、大体今の水田面積の6割で主食用のお米の生産は賄えるということになります。そういった中で、残りの4割の水田をどう考えるのか。基本的には需要のある作物で水田を埋めていくということが、最終的には水田の有効活用につながっていくということになるわけでございます。そういった中で、これまで麦、大豆、あるいは飼料作物、こういった自給率の低い作物を中心に転作を進めてきたということでございますけれども、いまだ作物を植えない形で生産調整に事実上協力していただいているところもかなりあると。我々の推計で、約20万ヘクタールの水田がこういった状況にあるというふうに考えてございまして、こういった水田を含めて、いかに有効活用していくのかということが一つ大きな課題であるというふうに考えております。

そういった中で、先ほどございましたように、例えば湿田のために米以外のものが栽培できないんだというように有効活用できていないような地域も、これまた多いわけでございます。そういったことも踏まえまして、やはりできるだけ水田には水稻を作付けていけるような世の中にしていくというのが非常に重要だと。その際、その主食用のお米の需要は限られてしまっているというような状況がございますので、いかに主食用のお米以外の米の量等を増やしていくのかということが、一つ重要だというふうに考えております。

平成21年水田フル活用ということで、フル活用元年ということで位置付けて、先ほどもご意見をいただきましたけれども、米粉米あるいは飼料用米、こういったものの本格的な生産というものに着手をいたしまして、今後の水田農業の在り方、水田農業の将来展望を築いていきたいというふうに考えておるところでございます。

私の方からは以上でございます。

○鈴木部会長 ありがとうございます。

それでは、資料3の国民からのご意見・ご要望の募集につきましては、今回も国民の皆様から広くご意見・ご要望。今後の議論の参考としていただければと思います。

では、ただいまご説明いただきました資料2の内容につきまして、ちょっと時間が限ら

れておりますが、ご議論いただきたいと思っております。

本日ご欠席の榎野委員と茂木委員より書面でコメントをいただいておりますので、まず事務局の方からこれをご紹介させていただきます。

○政策課長 書面でいただいておりますので、読み上げさせていただきます。榎野委員からでございます。

今後、審議会では、米の生産調整の取り扱いが焦点となると思われる。この問題を検討する上で、農水省当局に対し、次のシミュレーションを実施し、資料として提出をお願いしたい。

1、生産調整を自由選択制とし、参加者のみに補助金を支給する場合。2、生産調整を完全に廃止し、自由生産に移行する場合。また、この2つのケースについて、米の生産量がどれだけ増え、どの程度価格が下落するのか、その場合に必要な補助金の額はどのようになるのかなどについてである。こうしたある程度の数字がないと政策の是非が判断できませんので、政治的に難しいかもしれませんが、是非お願いしたい。

以上でございます。

それから、茂木委員の方からいただいております。

まず1、担い手の在り方について。基本計画で打ち出した品目横断的政策への転換が行われ、現在、認定農業者数や法人経営体数は継続的に増加していますが、日本の農業を支えているのは家族経営を中心とした小規模農家や高齢農家であり、こうした地域の実態に即した多様な担い手をどう位置付け、どのような方向で育成していくのか検討することが必要です。

若い人、法人経営、認定農家など、意欲的に農業を展開している人に政策の対象を絞るべきとの意見がありますが、政策対象はすべての農家に開かれていて、その政策に参加するかしないかは個々の判断によるというのが世界各国の政策の基本ではないでしょうか。我が国の農業、農村の現状と将来を考える時、近視眼的に捉えるのではなく、地域経済や社会、そして地域の雇用の安定といった観点から、小規模農家、兼業農家、中山間地域等の役割を評価し、これらの農家に対してどのような位置付けや政策が必要なのかを検討していく必要があります。

また、水田、畑作、畜産、酪農、野菜、甘味資源などについても、作物特性や地域実態を踏まえた作物別の担い手対策の在り方や定義についても整理する必要があります。

2、水田農業の在り方について。米の自給と安定のため、今後とも生産調整は必要不可

欠であることは前回申し上げたとおりです。国民の生命を支える食料、とりわけ主食においては自給調整を適切に行い、計画生産を実施しているのが世界各国の実情であり、政府として責任ある政策の運営が必要です。

今年度から稲による転作、水田の機能を維持し、自給力向上にもつながるものとして飼料用米、米粉などを戦略的に位置付けた水田フル活用対策に取り組んでおり、生産現場も積極的に受けとめております。しかしながら、生産調整非実施者が主食用米価格で売り抜けて得る所得と比べると、飼料用米や米粉用米の現在の支援水準ではとても低く、所得が確保できず、生産調整実施者に不公平感による不満や閉塞感があるのが現状です。

そのため、生産調整の不公平感是正と水田農業経営の確立のため、生産調整実施者に対する万全なメリット措置と経営安定対策を講じる必要があります。

以上でございます。

○鈴木部会長 ありがとうございます。

榎野委員の方からはシミュレーションについてのご要望もございました。これにつきましては、事務局の方でもご検討を願いたいと思います。

茂木委員の方からもいろいろな視点をご提供いただきましたので、これを踏まえて今後の検討に生かしていきたいと思います。

さて、それでは、今日ご出席の委員の皆様、どなたからでも結構ですので、ご意見をどうぞ。では、松本委員。

○松本委員 この資料2、3つのテーマを整理していただいているわけでありましてけれども、特に一つ目の新規就農と担い手対策に関連しまして、1点ご意見を申し上げたいと思います。

このたびの雇用状況とかいう中で、私もテレビなんかを見ておまして、いわゆる一般の事業体とその雇用者、従業員ですね、これの支援ということで、休業補償なんていうのは、あちらの世界では驚くぐらいの金額が、100万オーダーの休業補償を、社会保険制度もあるんでしょけれども、出されるということが報道されておりますね。日常的には関係ないですからあまり意識はなかったのですけれども、こんなに膨大な財政と、あるいは支援をこのときにはやるのかと改めて思ったんですね、雇用調整ですね。

一方、農の雇用とか、あるいは一般に言われてますように農業界に新しい雇用の場を求めるといような、ちょっと世の中、そんなはやりの言葉が出ておりますけれども、片方で、失業とか、この対策を打つのにそれだけの財政的支援を行うということがあるのであ

れば、片方の農業界に、それに見合う財政的な支援というのはあってしかるべきだと思うのですね。桁の違う支援があってもいいんじゃないかと。

そこで、7ページ、8ページにありますけれども、雇用と、それからいわゆるステージ毎の若い就農者等の支援というのは随時、政策的にも充実されてきておるということは承知しておるんですけれども、さらに思いますに、日本農業就農者の年齢構成からしますと、まさに逆ピラミッドで若手がない。1万人の40歳未満が毎年入られるけれども、実際にはどのぐらいの出入といたしますか、非農業へ転出といたしますか、そういうこともあって、1万人も入れればそれなりのボリュームとなるはずなのですけれども、現実には、現在は相変わらず逆ピラミッドですね、高齢化、日本の農業はなっておると。

中期政策スパンでは、やっぱり高齢者の地域での支援ということは当然考えなければいけませんけれども、中長期のスパンでは、こういう形態をどのように政策として脱却していくかということがあると思うんですね。

であれば、これが結論なんです、若い層の経営者を中期スパンで育てるという観点で、この際、100万オーダー、200万オーダーの、二、三百万円といたしますか、そういう桁の違う青年農業者自立化支援と、こういう制度をやっぱり打ち出すべき時ではないかと思えます。

先ほど、農の雇用で月に9万7,000円が最高と、1年間ですよ。100万円ですよ、100万円。確かに大きいのでありますけど、こういうレベルをもっと、この際、考える時に至っておるんじゃないかと。でなければ、なかなか定住も、それから若い層の支援も、やはり尻切れトンボになるのではないかというような感じがします。

もう一つ、その理由は、かつてはよく小さな行政単位でも、5人とか10人で持ち家の助成とか、あるいは町長さん、村長さんの配慮で町単事業とか何かで、そういう5年間なり生活費を助成するとか、それで農業に定着してもらおうというような制度があったわけでありましてけれども、こういう事業はほとんどつぶれていますね、お聞きしても。もう壊滅していると思いますね、合併で。大きな市ではなかなかそこまでのいい施策が残らないといたしますか、そういう状況だと思うのです。やはりここは国が出番のところじゃないかと。しかも労働行政といたしますか、そういう雇用調整では、基盤が違うのですけれども、大変な金額を出されると、支援をするということが今回表に出たわけでありましてけれども、それに見合う農業支援というのをやっぱり打ち出すべきだということを思います。その1点ですね。

以上です。

○鈴木部会長 ありがとうございます。

ちなみに、新潟県さんの方では500万円の補助を来年からやるという事業を始めると。

○松本委員 1カ所ですよ。

○鈴木部会長 そう、モデル地区だけですけれどね。

次、岡本委員、お願いします。

○岡本委員 本当に私は素人なので、農家のこととか農業のこととかはよく分からないんですが、3点あります。1点目ですが、今というのは子どもの進路に親が結構くちばしを挟む時代ではないかと思います。とても教育熱心であるというのもあるでしょうし、例えば収入が少ないから親と一緒に住んでいることもありますので、結構、自分だけではなくて他の世代に意見をもらうということが若い世代に多いと考えます。例えば私の息子が農業をやりたいと言ったらどう思うか考えてみました。

例えばまず、農業だから、食べていけても暮らしていけるかとか、1人なら何とかなくても家族を養えるかという意見がまず一般人としては出ると思うんですね。あと私たちの世代は非農家が農業をやることは不可能でしたので、その意識がまずない。農業ができるのかというのがあると思います。

それからあと、実際やりたいと言ったら、どこに相談していいのかわからないんじゃないかなと思います。例えば農林水産省というところがあることは知っていても、そこに、例えば地方に住んでいたなら気楽に相談に行くというわけにもいかないと思いますし、普通に暮らしていたら、例えば県に農業産業局があるとか、それすらもよく分からないのが、申しわけないんですが、一般の感覚だと思います。

そうになったら、例えば農林水産省のホームページでご意見、お問い合わせとか、私もときどき出させてもらうんですけど、入れても、なかなかお返事が来ないと、何となく意識が低くなってしまふのかなというのがあります。

あと、試しにやってみたらというのが気楽に言えない。さっき試したいというのがありましたけど、お祭り騒ぎとしてではなくて、職業としてやる以上、ある程度の覚悟が要ると思いますし、それを何かできるようなチャンスを作るのがいいかと思います。

例えば、昔の固定概念を持った今世代の親だと、卒業してから農業を1年やってみて、あんまりうまくいかないと思ったらもう一遍就職し直すという感覚は、多分辛いところがあるので、例えば学校の途中で留学するような感覚で1年間、2年生と3年生の間で留学

じゃないけれども、農業を1年間やってみるとか、それがとても奇異に見られないというか、そういうような雰囲気があったら、実際に覚悟をして例えばあとの2年を勉強するでしょうし、もう少し具体的に農業をやるのだという感覚が持てるのではないかと思います。自分が親だったらそんな感じかと思いました。

2点目です。給食についてですが、生産性を上げるためには、やっぱり消費が増えなければ仕方がない話で、その中の一つとして給食を例えば3回から4回にするというお話が出てましたが、現場の給食を担当している方たちに聞くと、やっぱりパンよりご飯の方が片付けや何かが面倒くさいと言われるんです。家庭の主婦でもそうなのかもしれませんが、パンだったら入れ物をぱんぱんとはたいておけば終わるのに、ご飯だとねっちょり付いたものを洗わなければいけないと言われます。でも、それは習慣だと思うのです。だから、例えば給食センターみたいなところで機械が古くなって替えなければいけないとかということもあるのかもしれませんが、例えば自分の教室でお釜で炊いてみて、それを当番で洗うような習慣になれば、習慣にしまえば、そんなに負担じゃなく感じるのではないかなと思います。何かもうちょっと、楽に食べることだけじゃなくて、お米を食べる習慣を付けるのがいいのではないかと感じました。

それから3点目です。食育の話も出ていましたが、食育のところで、消費者としての義務でちゃんと知識を身に付けなさいというような部分もあったような気がします。同じように、私たちも消費者として、農業に対してこんなことをやらなければいけないとか、例えば応援したいだけの気持ちじゃなくて、具体的にこんなことならできるのではないですかとか、消費者がもっと農業に対して関わるというか、直接は無理にしても、関わるといった部分をもうちょっと入れておいた方がいいのではないかなと。

例えば、食の安全保障の観点で、もうちょっと食べていかないといけないということ最低知識として知るとか、実際問題はお財布の関係もあって難しいかもしれなくても、それを知るまでは私たちがやらなければいけないこととか、何かそういうような部分も、食料という部分も入っているので、やっていただけたら、消費者としてはやりやすいというか、分かりやすいかと思いました。

以上です。

○鈴木部会長 貴重なご指摘ありがとうございます。

平田委員、お願いします。

○平田委員 就農のことなんですけれども、「農の雇用事業」というすばらしい事業が展

開されました。今までは法人にそういった補助金という、助成をするということはありませんでした。先ほど松本委員の方から額が少ないんじゃないかというお話もございましたけれども、それができただけでも素晴らしいことだなどに思います。額が多いことにこしたことはございませんけれども、それ以上に、先ほどお話し申し上げましたように、1年ということじゃなくて、9万7,000円でもいいんですが、年を例えば3年にすることであれば、今例えば1人雇用しようとしているのを、2人でも3人でも増やすことができるという気がいたします。

先般ある方からお聞きしたのは、私は分からなかったんですが、雇用が役員の三親等以内はだめよというような何か規制があるみたいなんです。それは本当かどうか分かりませんが、そうすると、やっぱり同じ三親等の者が、なかなか普通は就きたがらないですけれども、それが就くということはいいのではないかなど。我々は役員が4人しかいませんのであんまり関係ないんですけれども、農業法人の場合は何か20人か30人ぐらいいらっしゃるみたいで、それが三親等以内はだめということになるといかなものかなどというお話もございました。その辺、なぜそういう具合になっているのかというのはちょっと私は分かりませんが、本当であれば考えていただきたいと思います。

それから、「田舎で働き隊！」ということなんですけど、これは私も素晴らしい事業だと思います。今まで農村が活性化しなかったのは、外の目で農村を見るというか、そういった目がなかったのも、やっぱり外部から来られた方に農村の現状を見ていただき、いい点、悪い点があると思うんですが、そういう点で非常に素晴らしい事業だと思います。ただここで、研修手当が月14万円で、うち7万円を補助ということになっているんですが、あとの7万円はどうなるのかというのがちょっと分からないんですけれども、これは非常にいい事業だと思います。

それで、今、岡本委員から学校給食のことについて話がございましたので、ついでと言ってはあれなんですけれども、特に学校給食が行われて、少ないのはやっぱり都市部なんですね、東京とか大阪という。多分、地産地消にこだわっておられて、作物を作っていないから、外国から来たものが地産地消になって使われるのかなという気がするんですが、本来であれば、逆に都市部でそういったことをやっていただきたいんですね、我々としたら。むしろ都市の子供たちに米飯給食をやっていただきたいという思いが強いんですけれども、率から言っても当然そうなるわけです。大多数は都市に住んでいらっしゃるのですからその辺のところも、都市部でもっと米飯給食が行われるようにし

ていただきたいという思いがあります。

以上です。

○鈴木部会長 他の委員。

では、藤岡委員、お願いします。

○藤岡委員 雇用のことですが、新規就農者は、これを見ますと横ばいで、むしろ雇用形態で就農するのが増えてきたというデータが出ておりますが、まさに今の経済情勢を反映しているかと思いますが、今年の緊急雇用対策もまさにそれだと思いますが、確かに一時的にそういうリストラになった人だとか、あるいはそういう雇用関係の悪化でそういう調整になった人を採用する事業というのは、非常に一時的に私は効果はあるんだと思いますが、これが、さっき話した新規雇用が増えていかないのと同じで、1年経過して、これがどの程度現場に残っているのか、まさに今の雇用で現場に入ってきている人というのは、自らが志願をして自分の意思で農業を選んだというよりは、もう緊急避難的に、そこにでも行かざるを得ないというところに入ってきた人が多々いるのではないかなと思っております。

そういう意味では、長期的にはやはり、むしろ雇用する側、そちらの方の経営基盤をきちっと強化して、いつでも人を雇えるような農業経営基盤を作っていくということの方が、私は長期的には大事じゃないかと思っていますので、これは前回の部会でも話してますが、そちらの方の支援をひとつ今後はお願いしたい。

もう一つは、水田の生産調整が後半の方に出てますが、このデータを見ますと、10ヘクタール以上の非参加者というのはパーセントにも出てこないぐらいの人数なんですね。1,000人足らずだということ。

よくこういう農業関係の会議に出ますと、いわゆる大規模にやっている人だとか、あるいは直接販売をしている人、そういう人が今の需給ギャップを壊しているんだというふうな言われ方をしますけれども、まさにこのデータが物語っているように、ある程度、さらにこれ以上の20、あるいは50、100ヘクタールになりますと、とてもじゃないけれども単一作物では経営としては非常にリスクーなんです。

従って、規模が大きくなればなるほど、麦、大豆であったり、あるいは野菜であったり、いろんな作目を組み合わせて経営としてやっているというのが、私が見る範囲では一般的なのです。ですから、その辺の理解がどうもされてないようで、規模が大きくなればどうも米単一作で需給ギャップを壊しているような見方をされますので、そのところはきち

つと説明しないとだめかと思っています。

このデータにもありますように、まさにある一定の経営規模で、しかも産地の特性とかが出てきていますので、そういう意味では、政策を絞っていかないと、さっき全中の茂木さんからのコメントでは、幅広く手厚くとありましたけれども、確かにそれは、農村政策としてはそれは全体的に支援するというのは大事ですけれども、こと米政策に関しては、私はやっぱり絞るべきだと思っています。

そういう意味では、22年以降の米の在り方についてはもう少し深掘りして、さっき榎野委員の意見もありましたけれども、ある一定のきちっとしたデータを出して集中議論をするべきだと思っています。

○鈴木部会長 では、古口委員、どうぞ。

○古口委員 担い手の件なんですけれども、全くやったことのない方とか、そういう方にもいろいろお声をかけているようなんですけれども、まずは、農家出身の子ども達に焦点をあてて、その人達が帰農しやすい政策、その辺りに重点を置いたほうがかえってやりやすいのではないだろうか、あるいは効果も早く出てくるのではないだろうか、そう思います。

都会で、別に家も農家でも何でもない方、農業をほとんどやったこともないような方が、突然農業をやるといっても大変です。家が農家の人達は、少なくとも手伝いをしたり、機械を動かしたり、そういう経験はありますから。田植えと稲刈りくらいしかやらず、その前のいろんなことはやりませんが、ただそれだけでも随分違うので、その辺りにまずスポットライトを当てて、もっと手厚い施策をしていったほうが、新たな就農者として拡大しやすいのではないかというようなことは考えています。

それから、この資料は大変よくできていると思うのは、なるほど、うちの方の中山間地では食っていけないのだなというのが、この11ページの表を見てつくづく思いました。早速町に帰って、しっかりと皆さんに、じゃあどうしたらいいのかということをお伝えたいと思いますけど、こういう資料はすごくいいと思いますね。

それから、私が答えるべきというのではないんですけど、どこに問い合わせればいいか分からないというのは、それはやっぱりすぐそばの自治体がしっかりしてないからです。問い合わせは市町村にするべきです。

また、学校給食の片付けが面倒だから米飯給食はいやだという現場の意見という、これも帰ってよく首長さや教育長さんに言ったほうがいい。学校というところは、面倒なこと、自分の思い通りにならないこと、そういうことが世の中にはたくさんあるのだということ

を教えるところなのです。これは面倒だからやれないんじゃないですよ、面倒だからやらせるんです。それが教育ですから。これは帰って市町村長さんによく言うておいて下さい。そういうことを感じました。

それから、あと農業大学とか、あるいは農業高校を出ても、本当に就農をする割合が少ない。私は、この前も言いましたけど、若い人たちの新たな職業選択の中に農業というのがもう入っていない、当初から。そういうことに非常に危機感を感じています。この辺りは本当にどうなのか。岡本さんからありましたけど、試しにやってみるといのは、農業といのは1年間やらないと分からないので難しい。それが、1年も2年も学んだ人たちが農業に就農しないということは一体どういうことなのか。若い人たちの職業選択の中に農業といのは入っていないといのが、非常に私は危機感を持っています。

以上です。

○鈴木部会長 ありがとうございます。

確かに農水省さんの方で大変貴重な、丁寧な資料を作っていただいて、ただ、時間が本当に押しすぎてしましまして、私の不手際で、ちょっと不完全燃焼になるかもしれませんが、ここで事務局の方から今の点についてのコメントをいただきたいと思いますが。

時間が押ししているんですが1点だけ、先ほどの11ページの資料について、私の方から若干、ついでに補足といいますか、情報提供させていただきますと、ここの0.5ヘクタール未満の層が、推定の生産量では全体の米生産の10%、それから0.5から1ヘクタールが20%、1から2で25%を占めていまして、この辺りまではほとんど企業的なベースでは赤字のまま続けておられると。この部分で55%の生産が行われているのが稲作の構造で、3ヘクタール以上は、全部併せても生産量の30%であるということですね。この辺りが、構造改革を進める上でも非常に大きな問題点になっているんじゃないかということ、ちょっと今後の議論の参考のために申し上げました。

では、事務局の方から、どうぞお願いします。

○経営局参事官 経営局でございます。

雇用・新規就業に対しまして多くの論点が出ましたので、できる限り整理をしてお話しできればと思います。

まず最初に、入口の部分で、どこに相談したらいいか分からないというようなこと、また試しにやってみるようなこと、あるいは地域として新規参入者を迎えるような雰囲気といひますか、非常に大切なことだと思っております、相談窓口については、今回の雇用

対策で、従来の窓口に加えて各農政事務所にも窓口を作るといった形で、あるいはホームページにも既に窓口ができておりますので、いろんな形で情報提供を行っております。

また、無料の広報誌「i j u」というんですが、こういった形のものも出しておりますので、これはもちろん世の中いろんな情報があふれてますので、これはそういった中でどこまで浸透するかというのはありますが、従来に比べると格段に充実した情報提供が行われております。これからもできるだけ効果的に行っていきたいと思っておりますので、是非アドバイスをいただければと思います。

それから、試しにやってみるという話では、農業インターンシップということで、まさに農業に興味がある高校生、大学生、社会人、こういった方を対象として、1週間から1カ月程度体験をしてもらうと、こういった試みをやっておりますので、そういった意味で、入口の部分についてそういった努力をしているところでございます。

他方、あくまでも新規就業対策、雇用も含めて、これは入口の部分ですので、今1年ということで、これが2年、3年にならないかというご要望をいただきましたが、こういった支援をずっとやれるわけではありませんから、基本論として農業経営がしっかりしないと、雇用であれ就業であれ持続しないというのは、これもまさにそのとおりでございます。

そういった意味では、経営対策の議論であり、あるいは最近の試みとして農商工連携といった形で新たな活路を見出していく、こういった農業そのものの、どうやって活路を見出していくかということが必要になってくると思っておりますが、ここでちょっとまた入口の対策として新規就農に話を戻しますと、今回「農の雇用事業」ということで、これまでにない試みをやったわけですが、この場合、雇用の位置付けということなんですけれども、私どもの狙いとしては、農業法人等が雇用するという形で農業に入っていくという切り口、従って将来は独立するということを念頭に置かれている方、いきなり独立はなかなか大変だということで、まずは働いて経験を積んで、できれば資金も集めて独立をしていく、そういったシナリオ、ストーリーを考えているところでございます。

他方、この雇用につきましては、やはり農業分野ではまだまだ馴染みがない分野です。そういった意味では、行政的な支援も新たな段階に至ったということで、これからさらに検討していく必要があると思っておりますが、その際に、お話がありました雇用関係ですね、雇用調整の助成ですね。これは農業の分野でもまだ余り使われていないと思うんですけれども、社会保険に入らなきゃいけないとかいろんな条件はあるかもしれませんが、雇用されている方を本来であれば解雇しなきゃいけないんだけど、そこは何とか歯を食いしば

って雇用を続けると、そういった場合に助成金が出る、こういった仕組みは確かに充実されていくと思いますので、そういった形の厚生労働省の施策に乗れるような農業での雇用、こういったことはまさに検討していかなければいけないと思いますし、そういった面での、社会保険に加入するとか、そういったような体制整備もやっていく必要があるのではないかというふうに思っています。

また、その他にも職業訓練とかそういった仕組みもありますから、これもまだまだ農業関係ではあまり利用されていませんので、そういったことも活用していくということが必要だと思います。

そういった中で、役員の三親等の話がございましたが、これは今回「農の雇用事業」を補正予算で新たに講じているものですが、視点として、やはり外部からできる限り新しい人が農業に入るにチャンスを作りたいということがあります。これは農業の場合、外から入っていくというのはなかなかこれまでは難しいところもありましたので、そういった意味で、一定のやはり参入障壁的なものはあると思いますので、そういった中で、やはり新しい力を、新規参入を進めていこうというのがこの施策の目的ですので、従って例えば息子さんとか身内の方が農業を継がれるということは対象としておりません。そういった意味で、これはなかなか農業法人の場合、仕切りが難しいんですが、今回の補正予算については役員三親等ということで一定の線引きをしているところでございます。これは特に農業法人の場合はどういうふうに捉えるかというのはいろいろご議論はあると思いますので、今後の検討課題にさせていただきたいと思います。今回の補正予算については、そういった仕切りで、かなり要望も多いということで事業の運営をしているところでございます。

最後に、ちょっと蛇足になるかもしれませんが、「農の雇用事業」ということで直接的な支援も行い、また無利子融資等、資金的な支援も行っているわけですが、他方やはり、それ以外の環境整備として、地方公共団体との住宅支援等の連携ですとか、あるいは農地情報、今一生懸命データベース化をしているわけですが、こういったものの情報を整備するとともに、関係団体でも是非積極的に提供していただく、そういったことが重要です。

また、やはり地域として新規参入者を受け入れていくという、先ほど雰囲気というお話がありました。そういった柔軟性をやはり高めていく、こういった各般の努力が必要だと思いますので、農水省でも今後さらに施策について深めていくことが必要だと思ってお

りますので、引き続きご支援をいただければと思っております。

概略は以上でございます。

○古口委員 14万のうちの7万の補助金について。

○農村振興局総務課長 「田舎で働き隊！」事業の補助金が7万円となっていて、研修手当は14万円なんですけれども、これは要は2分の1の補助金ということになってございまして、あくまで事業主さんが、雇う側の方が残りの半分を出していただくということで、上限が7万円ですと。従って14万円までもらう側は受け取れるんですけれども、そのうち半分は事業主さん、半分は国から出しますと、そういう予算でございます。

○鈴木部会長 他はよろしいでしょうか。

それでは、時間がもう大分過ぎておりますので、大変議論の時間が少なくなってしまうと、私の方の不手際で申しわけございません。また、次回以降にさらに突っ込んだ議論をしていければと思いますので、今日は本当に様々な立場から貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございました。本来は昼食をお出ししてということが必要だったかと思いますが、本当に申しわけございません。

最後にスケジュールですけれども、4月下旬に次回を予定しておりますので、具体的な日程はまた後でご連絡させていただきます。

それでは、本日はこれにて閉会といたします。どうもありがとうございました。

午後0時47分 閉会